

警察改革  
～ 10年間の検証～

平成22年11月

茨城県公安委員会  
茨城県警察本部

## 目 次

### ～ 検証の結果～

- 1 総括----- 1
- 2 治安水準の更なる向上に向けて----- 1

### ～ 警察改革要綱～

- 1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
  - (1) 情報公開の推進----- 2
  - (2) 警察職員の職務執行に対する苦情処理の適正な処理----- 3
  - (3) 警察における厳正な監察の実施----- 4
  - (4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化----- 5
- 2 「国民のための警察」の確立
  - (1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応----- 6
  - (2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化----- 1 0
  - (3) 被害者支援の推進----- 2 4
  - (4) 実績評価の見直し----- 2 6
- 3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
  - (1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決及び犯罪のグローバル化対策の強化----- 2 6
  - (2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化----- 3 2
  - (3) 広域犯罪への的確な対応----- 3 3
  - (4) 安全かつ快適な交通の確保----- 3 3

### 4 警察活動を支える人的基盤の強化

- (1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上----- 3 7
- (2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員----- 4 1
- (3) 活力を生む組織運営----- 4 3

### ～ 警察改革の持続的断行～

- 5 治安の回復----- 4 5
- 6 幹部を始めとする職員の意識改革----- 4 7
- 7 不祥事の防止
  - (1) 会計経理の透明性の確保と監査の強化----- 4 8
  - (2) 会計経理に関する職員教育の強化----- 4 9
  - (3) 非違事案の防止に重点を置いた監察の強化----- 4 9
  - (4) 非違事案に対する厳正な処分----- 5 0
  - (5) 幹部の管理監督責任の一層の自覚----- 5 0
- 8 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証----- 5 1

# 警察改革～10年間の検証

## ～ 検証の結果～

### 1 総括

- (1) 平成11年から平成12年にかけて全国的に警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼感が低下したことを受け、平成12年3月、国家公安委員会は、各分野の有識者からなる「警察刷新会議」を発足させた。同会議は、発足以来11回にわたる討議を重ね、警察が抱える問題として、「閉鎖性の危惧」、「国民の批判や意見を受けにくい体質」及び「時代の変化への対応能力の不足」の3点を指摘し、これらの問題を改めるための処方箋として、平成12年7月、「警察刷新に関する緊急提言」を国家公安委員会に対して提言した。  
国家公安委員会及び警察庁は、この緊急提言を重く受け止め、同年8月、情報公開の推進、苦情の適正な処理、監察の強化等、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめた「警察改革要綱」を策定し、警察改革を開始した。
- (2) 茨城県公安委員会及び茨城県警察においても、警察改革要綱に基づき、平成12年9月、警察本部及び各警察署に警察改革推進委員会を設置して推進体制を整備し、以降、同要綱に盛り込まれた施策を実行に移すための条例、規則の改正を始め、新たな制度を定着させるための種々の措置を講じ、現時点においては、警察改革要綱に盛り込まれたすべての施策が実施に移されており、個別の施策の達成状況に若干の差異はあるものの、そのほとんどについて、制度や運用が定着化したと認められる。  
一方、この10年の間、戦後最悪の水準となった治安の悪化に歯止めをかけるため、茨城県警察においては、警察庁が策定した「緊急治安対策プログラム」及び「治安再生に向けた7つの重点」、「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」等に基づく犯罪抑止総合対策や現場執行力の強化等を推進し、治安の回復を目指してきた。その結果、平成14年に戦後最悪の約6万8千件を記録した刑法犯認知件数も、その後は減少に転じ、平成21年には約4万2千件にまで回復し、また、治安の悪化を感じている県民の割合も、平成15年の約8割をピークに減少し、平成21年には5割を下回るまでに回復しており、「持続的断行」において求められた治安の回復についても、一定の成果が上がったと評価することができる。
- (3) 上記のとおり、「警察改革」として掲げた施策は着実な成果を上げており、おおむね所期の目的を達成したと評価することができるが、透明性の確保、自浄機能の強化、説明責任の徹底といった基本的な考え方は、今後の警察行政においても堅持されるべきものである。したがって、今後は、警察改革の個々の施策について、言わば非常時の「改革」の一環としてではなく、むしろ日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図ることを指向していくこととする。その際には、幹部職員はもとより、すべての警察職員が改革の原点を忘れることがないように、各級職員に対する学校教養、所属長自らによる職場教養等を通じて、その更なる徹底・定着を図ることとする。  
さらに、警察組織は、近年、大量退職期の到来と増員に対処するため警察官の大量採用を行い、人的構成の急激な変化に直面している。したがって、一人一人の職員の高い資質を維持するための教育、訓練等については、これまで以上に精力的に取り組み、人的基盤の更なる充実に必要な必要がある。
- (4) なお、不祥事案の発生が後を絶たないことは甚だ遺憾であり、今後も、厳正な規律保持に向けた取組みを継続していくことが必要である。不祥事案の一つ一つが警察に対する県民の信頼を損ねていることは明らかであり、今後とも職務意識の高揚を図り、不祥事案の未然防止に一層の努力を傾注し、組織を挙げて、規律の厳正化を追求していかなければならない。

### 2 治安水準の更なる向上に向けて

警察改革要綱の冒頭で述べられているとおり、治安の維持は、国家の存立と社会の発展の基盤であり、これを担う警察の活動は、県民の信頼なしには成立し得ない。また、個人の生命・身体・財産の保護及び公共の安全と秩序の維持という責務を有する警察としては、今後とも、新たな治安情勢に的確に対応しつつ、治安水準の更なる向上を目指すことが必要である。その際には、過重な業務負担を軽減するための事務の徹底した合理化やシステム化、所要の体制の整備などを進めるとともに、高い志を持ち、使命感にあふれる警察職員により構成される強靱な組織を構築することが必須である。

今回の警察改革への取組みの検証結果を一つの契機に、茨城県公安委員会及び茨城県警察としては、警察改革の原点に常に思いを致しつつ、この10年の間に整備してきた体制・制度を有効に活用し、治安情勢の変化に的確に対応できるよう改善に努めながら、今後も、治安水準の更なる向上を通じて県民の負託にこたえるため全力を尽くしていく。

1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

(1) 情報公開の推進  
 施策を示す訓令、通達の公表

訓令・通達の公表

ア 「訓令・通達の公表の基準」を制定(H13.9)し、県民生活に影響を及ぼす施策等に関連する訓令・通達について、公表することを規定

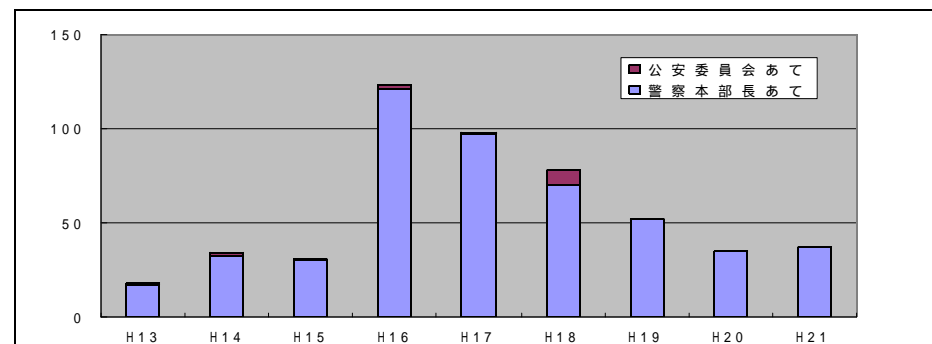
イ 平成14年2月に訓令、通達の県警ホームページへの掲載を開始し、平成22年10月末現在は300件(訓令71、通達229)を公表

茨城県情報公開条例の実施機関入り

ア 茨城県情報公開条例施行規則(公安委員会規則)、同施行規程及び情報公開事務取扱要領を制定(H13.9)し、茨城県情報公開条例の実施機関として、開示請求に係る行政文書の開示を実施

イ 開示決定等の適正を確保するため、開示請求の受理及び決定は、すべて公安委員会に報告

【行政文書開示請求受理件数】



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受理件数	18	34	31	123	98	78	52	35	37
公安委員会あて	1	2	1	2	1	8	0	0	0
警察本部長あて	17	32	30	121	97	70	52	35	37

1 推進状況

平成18年8月から、県民生活に影響を及ぼす施策等に関連する訓令・通達の県警ホームページへの掲載を本格的に運用してきているが、平成22年3月には公表件数が300件となり、平成18年と比べ約1.8倍に増加するなど、情報公開の推進が図られている。

行政文書開示請求の受理及び決定状況は、平成13年の情報公開制度導入当初からすべて公安委員会に報告してきており、開示関連手続きの適正性の確保に努め、情報公開制度の定着化が図られている。

2 今後の施策展開の方向性

情報公開が、今後も警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行を図るための有効な手段となるよう、引き続き、県民生活に影響を及ぼす施策等に関連する訓令、通達の公表並びに開示請求等への的確な対応を推進する。

懲戒事案の発表基準の明確化

「懲戒処分の発表の指針」に基づく運用を開始(H13.1)し、

- ・ 職務執行上の行為等に係る懲戒処分(減給又は戒告の処分で国民との直接的なかかわりを有さない内部的行為に係るものを除く。)
- ・ 私的な行為に係る懲戒処分のうち停職以上の処分

等について、公表することを規定

「懲戒処分の発表の指針」を一部改正(H16.4)し、職務上の行為等に係る懲戒処分については、国民との直接的なかかわりを有さない内部的行為に係るものを含め、全件を公表対象とすることを規定

1 推進状況

「懲戒処分の発表の指針」の制定により、懲戒処分の発表について、その範囲及び内容の基準が明確になるとともに、これに沿って適時適切に発表がなされ、警察行政の透明性の確保が図られている。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、「懲戒処分の発表の指針」に基づき、懲戒事案の適時適切な発表を行うことにより、警察行政の透明性を確保し、県民の信頼確保に努める。

(2) 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理  
文書による苦情申出制度の創設

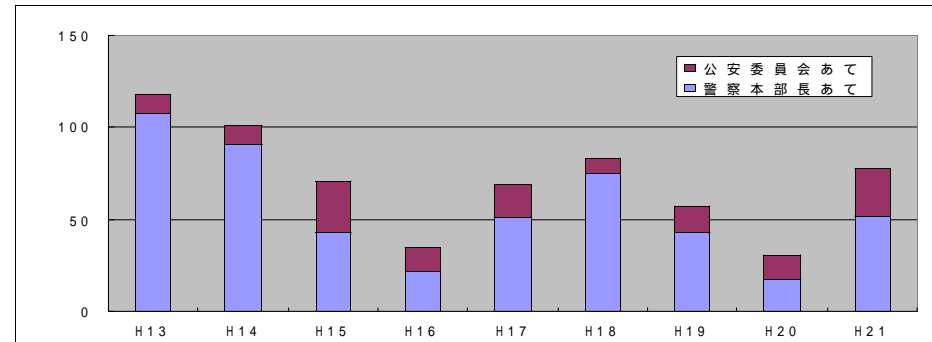
「茨城県公安委員会苦情処理規程」に基づく苦情申出制度の運用を開始(H13.6)

「茨城県警察苦情処理に関する訓令」等を定めて処理手続き等を整備(H13.6)

処理結果は公安委員会に報告

警察に対する意見・要望・苦情等の申出内容の集計・検索等を可能とするデータベースシステムを構築(H13.6)し、苦情等の処理状況を組織的に管理

【苦情処理件数】



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
処理件数	118	101	71	35	69	83	57	31	78
公安委員会あて	10	10	28	13	18	8	14	13	26
警察本部長あて	108	91	43	22	51	75	43	18	52

「広聴だより」等の執務資料の発出、署長会議、副署長等会議における指示、各種専科における教養・巡回指導を実施し、制度を周知徹底

1 推進状況

平成13年5月、「茨城県公安委員会苦情処理規程」及び「茨城県警察苦情処理に関する訓令」を策定して処理手順を明確にするとともに、教養資料の作成を始め、各種の指導教養により苦情申出制度の周知徹底を図り、適切な苦情処理業務を推進している。

警察に対する意見・要望・苦情等については、平成13年6月から運用を開始したデータベースシステムにより、苦情等の処理状況を組織的に管理している。

警察に非があると認められる苦情については、関係所属において実態を把握した上で速やかに是正策を講じている。また、苦情対象となった職員に対しては、不適切な職務執行の態様等に応じて業務指導等を実施している。

苦情の受理・処理については、そのすべてが公安委員会や警察本部長に適時適切に報告されており、本制度が有効に機能している。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、各警察署等への指導・点検を実施するとともに、苦情該当性の的確な判断等について指導教養を推進し、本制度の適切な運用に努める。

いわれなき苦情等により、警察職員が正当な職務執行を躊躇することがないように、引き続き、適切な対応要領について、教養の充実に努める。

(3) 警察における厳正な監察の実施  
監察体制の強化

監察体制の強化

ア 各部総括理事官を監察官(H11.12)、各部管理官を監察室管理官(H12.7)に兼務発令

イ 首席監察官を警視ポストから警視正ポスト(地方警務官)に格上げするとともに、監察室員2名を増強(H13.4)

ウ 非違事案防止対策を徹底するため、監察官(警視)、室長補佐(警部)、係長(警部補)を各1名増強(計3名増、H18.3)し、さらに、室長補佐(警部)の増強及び女性警察官1名を配置(1名増、H19.3)

エ 情報の共有と各部の連携を図るため監察官等会議を設置(H19.7)し、毎月開催

【監察体制の推移】

	警視正	警視	警部	警部補	巡査部長・巡査	合計
H12.4	0	4(1)	3	7(2)	0	14(3)
H22.4	1	4(1)	6(1)	7(1)	1(1)	19(4)

( )は一般職員で内数

監察システムの強化

ア 個々面接結果の監察室への一元的集約(H18.4)

全所属の個々面接の実施結果を監察室で集約し、組織的な身上把握により非違事案や各種事故を未然防止

イ 職員やその家族の悩みごと等を相談できる窓口としてファミリーホットラインを新設(H19.11)

機関誌や給与支払通知書余白への掲載及び家族への書簡等により周知

ウ 「業務自主点検の手引き」(H16.4運用開始)の改正(H21.6)

【懲戒処分者数】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
懲戒処分者	3	9	7	6	6	13	7	3	1	11
懲戒免職者	1	0	1	1	0	2	0	1	0	1

1 推進状況

首席監察官を地方警務官に格上げしたことにより、警察本部各部や警察署に対する指導力の強化が図られている。

監察官等会議の開催により、各部の意思統一と情報の共有化が図られ、会議結果の浸透が徹底されている。

全所属における個々面接の実施結果を監察室で集約し、組織的な身上把握により、職員に対する身上指導が効果的に実施されている。

2 今後の施策展開の方向性

非違事案は依然として発生しており、今後とも非違事案に対して厳正に対処するとともに、年間計画に基づく総合監察及び業務指導の実施や随時監察等により、非違事案の未然防止を図る。

(4) 公安委員会の管理機能の充実と活性化  
警察の行う監察をチェックする機能の強化

補佐体制の確立

ア 公安委員会補佐室(警視1、警部補1、一般職員1)の新設(H13.3)

イ 補佐室体制の強化として、警部補ポストを警部ポストに振替え(H17.3)

「管理」概念の明確化

ア 「茨城県公安委員会運営規則」を一部改正(H13.2)し、公安委員会の権限行使として、

・ 茨城県警察の事務について、その運営の大綱方針を定めること

・ 茨城県警察の事務の処理が当該大綱方針に適合していないと認めるときは、茨城県警察本部長に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をすること

・ 茨城県警察本部長から当該指示に基づいてとった措置について必要な報告を徴すること

と具体的に規定し、「管理」概念を明確化

イ 「茨城県公安委員会運営規則」を一部改正(H15.8)し、緊急事態発生時における委員会の権限行使の特例を追加

ウ 警察本部庁舎正面玄関に公安委員会の名称を表示(H20)

管理機能の充実と活動の活性化

ア 会議の開催時間及び開催回数の増加

・ 開催時間 H12:約60分 H21:約155分

・ 開催回数 H12:34回 H21:46回

イ 総合監察、随時監察、会計監査等の実施計画及び実施結果や懲戒処分等関係事案について、定期的に報告を受け、適切な指導、助言を実施(H12.4~)

ウ 警察署留置施設、交番等の警察施設等の視察(H13.4~)

エ 情報公開、警察あて苦情について、事案ごとに処理結果の報告を受け、必要に応じて適時適切な指導、助言を実施(H13.5~)

オ 警察学校初任科生に対する講話の実施(H14.11~)

カ 年末警戒の視察(H14.12~)

キ 捜査本部事件(大宮警察署:栃木・茨城にまたがる女子児童殺人事件)の激励(H18.1)

ク 警察署員に対する講話の実施(H18.2~)

ケ 活動状況を公安委員会ホームページで詳細に公表(H18.5~)

コ 公安委員長、副知事が警察庁に対し警察官増員を直接要望(H18.7、H18.12)

- サ 子どもの安全対策・少年非行防止について、教育委員会と意見交換(H18.11)
- シ 職員の士気高揚や職員以外の個人・団体等への感謝の意を表すことを目的として、「公安委員会表彰規程」を制定(H18.12)
  - 防犯ボランティア団体に対し感謝状を授与(H19.8)
- ス 留置施設視察委員会委員との意見交換(H19.12)
- セ 仕事始め等(入校式、卒業式、視閲式、術科大会、署長会議)において公安委員会告辞を実施し、所感を表明(H20.1~)
- ソ 土浦市中村南・荒川沖東地内における連続殺人事件の捜査活動の検証に係る中間報告を求め、その内容に対する意見を検証結果に反映(H20.4)
- タ サミット派遣部隊訓練状況を視察、激励(H20.5)
- チ 携帯電話等の位置情報通知システムの概要把握のため、通信指令課を視察(H20.6)
- ツ 科学捜査研究所の研究状況や諸外国の治安情勢等に関する勉強会を実施(H20.6、H20.9)
- テ 公安委員会の大綱方針として、公安委員会と警察本部の連名による茨城県警察運営重点を策定するとともに、推進結果を検証(H21~)
- ト 公安委員と捜査員等との意見交換会の実施(H22.1、H22.5、H22.8)
- ナ 取調べ中の被疑者逃走事案等の発生を受け、水戸警察署に対する特命監察の実施結果を聴取(H21.7)
- ニ 全警察署協議会への陪席と意見交換(H21.9~)
- ヌ 公安委員と警察本部内各部所属長との意見交換会を実施(H22.10~)

1 推進状況

公安委員会補佐室の専従体制が整備、強化されている。  
 公安委員会の「管理」概念の明確化が図られ、公安委員会と警察本部の連名による茨城県警察運営重点の策定、総合監察等の実施結果の聴取等、公安委員会による適正な管理が行われている。  
 警察署協議会への陪席、警察関連施設の視察、警察職員との意見交換等、会議以外の活動も増加し、犯罪抑止対策や交通死亡事故防止対策等の警察活動に関する提言等も活発に行われるなど、公安委員会の管理機能の充実と活性化が着実に図られている。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、各施策の推進状況について適時の検証を行い、公安委員会の管理機能の充実強化を図る。  
 警察署への訪問、職員の活動状況の視察、公安委員会表彰、関係機関との意見交換等を積極的に行うなど、引き続き公安委員会の活動の活性化に努める。

2 「国民のための警察」の確立

(1) 国民の要望・意見の把握と誠実な対応

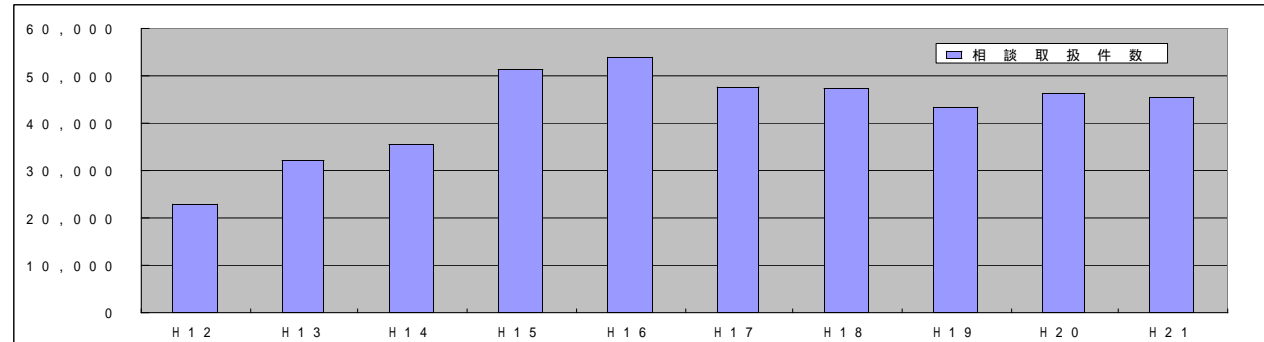
警察安全相談の充実（元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等）

体制の強化

- ア 全警察署に警察安全相談係を設置(H13.1)
- イ 元警察職員を警察安全相談員として相談件数が多い10警察署に各1名を配置(H13.4)し、更に4警察署に各1名を配置(H17.4)
- ウ 相談業務に関する研修の実施
  - ア 各種業務研修による相談実務能力向上の推進(H19.2 講師:弁護士、H19.12 講師:司法書士)
  - イ 警察安全相談員研修会の実施(H21.4)
  - ウ 警察安全相談実務専科の開催(H21.6)



弁護士、水戸簡易裁判所書記官等を講師に招き、相談能力向上のための研修を実施  
 関係機関・団体との相談ネットワークの構築と平成12年11月に20の関係機関・団体からなる相談業務関係機関等連絡会議を構築し、平成22年10月現在33団体に拡大  
 女性・子ども・高齢者を守るための相談への的確な対応  
 ア 「茨城県警察安全相談等取扱要項」を制定(H13.3)し、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待等、重要性・必要性が高い事案に対する的確な対応を推進  
 イ 重要性・必要性が高い事案に高齢者虐待や不審者情報等を追加し、情報の集約・分析を強化(H17.4)相談業務担当者に対する表彰制度の導入(H12.8)  
 真摯な対応により、警察に対する信頼確保に努めている各種相談業務担当者(専任相談員、被害者支援係員、交番・駐在所勤務員等)の労苦に報いるとともに、士気の高揚を図ることを目的に、表彰制度を導入し、毎年15名程度を表彰  
 警察安全相談等により把握した不審者情報を「ひばりくん防犯メール」により県民に提供(H21:53件)  
**【警察安全相談等取扱件数】**



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
相談取扱件数	22,842	32,154	35,495	51,380	53,824	47,551	47,496	43,457	46,392	45,403
助言指導等	-	-	-	44,547	50,195	43,537	43,849	40,558	43,624	42,692
検挙	-	-	-	31	19	37	103	156	119	124
継続	-	-	-	3,907	3,034	3,370	2,966	2,632	2,554	1,694

平成14年以前の処理区分の記録はなし。

### 1 推進状況

警察安全相談窓口の設置、体制の強化、関係機関等とのネットワークの構築等により、警察安全相談の充実を図るとともに、相談への適切な対応が行われている。

### 2 今後の施策展開の方向性

引き続き、相談業務担当者に対する相談への誠実な対応に関する指導教養の徹底を図るとともに、所属長への報告等を徹底し、相談業務の適正な管理及び対応の徹底を図る。また、警察以外の機関が対応すべき相談について、適切な引継ぎがなされるよう、婦人相談所、児童相談所等の関係機関・団体と連携を密にする。

告訴・告発への取組みの強化

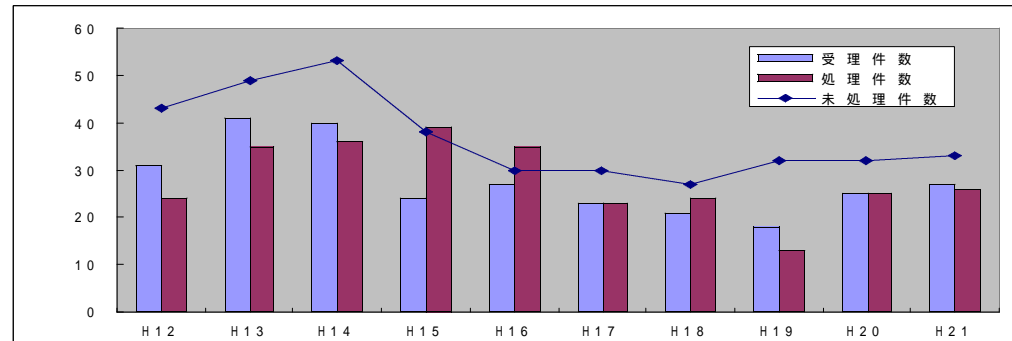
捜査体制の強化

- ア 警察本部捜査第二課に、告訴告発指導係及び告訴告発事件担当の特捜班を設置
- イ 水戸警察署、鹿嶋警察署、土浦警察署、つくば中央警察署、取手警察署の5署に刑事第二課長及び告訴係を設置

告訴・告発の適切な受理及び処理

- ア 毎年2月を「知能犯罪に係る告訴・告発事件捜査強化期間」に設定(H13.2~)
- イ 告訴・告発事件について迅速かつ的確な捜査を推進するため、告訴等管理者(警察署長)の責務の明確化や告訴等の相談を受理した段階からの事件主幹課への報告等を規定した「告訴及び告発事件取扱要綱」を制定(H13.3)
- ウ 検察・警察署協議会を設置(H13.4)し、検察庁各支部ごとに年4回の協議会を開催して、検察と警察の連携を強化

【告訴・告発の受理・処理状況】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受理件数	31	41	40	24	27	23	21	18	25	27
処理件数	24	35	36	39	35	23	24	13	25	26
未処理件数	43	49	53	38	30	30	27	32	32	33

1 推進状況

警察署における捜査体制の整備を行うとともに、警察署に対する直接的な指導の強化等により、平成12年末に43件あった未処理件数については、平成18年末には27件と縮減されたものの、平成19年以降は横ばいで推移している。

2 今後の施策展開の方向性

告訴・告発事件を適切に受理及び処理するため、引き続き、適正捜査の推進及び指導体制の充実を図るとともに、捜査方針等に関する事件相談の実施等、検察庁との連携を密にする。

職務執行における責任の明確化(窓口職員 - 名札の着用、制服警察官 - 識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等)

責任の明確化

- ア 窓口職員の名札の着用(H13.6)
- イ 識別章の着装(H14)
- ウ 新型警察手帳の導入にあわせて、勤務時間外でも警察手帳を携帯し、事件・事故に対応(H14)

エ 一般職員用の身分証の一新(日章ホログラムシールを貼付したプラスチック製、H18.5)  
県民への周知徹底  
名札の着用、識別章の着装及び警察手帳の形状変更等について、県警ホームページ等で県民に対して周知徹底  
職員個々の意識改革の再徹底(H17.12)  
職責の自覚と責任の明確化を図るため、警察手帳、識別章及び名札の着用について通達を発出し、職員に対し、着用は県民に警察改革の成果を示すものであることを再徹底

1 推進状況

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更の意義について、職員に対する教養や県警ホームページ等を活用した広報活動の実施により、職員の職責の自覚と事後の問い合わせ等の円滑化を促進した。

2 今後の施策展開の方向性

上記の効果を維持するために、施策の意義等について、引き続き、職員に対する教養等や県民に対する県警ホームページ等を活用した広報活動を実施し、周知徹底を図る。

警察署協議会の設置

茨城県警察署協議会条例に基づき、警察署ごとに警察署協議会を設置(H13)  
ア 平成22年10月末現在、委員は222名(定員222名)で、うち警察関係団体委員は60名(27.0%)  
イ 様々な分野から委員を選定(H19)  
多様な職業の委員、各年齢層の委員、外国籍の委員を選定し意見を反映  
任期は2年、再任は2回  
委員の警察活動への理解を深め、協議会の活性化を図るため、警察施設や警察活動の視察を実施  
ア 各協議会とも定例会を年4回開催  
イ 代表者会議を毎年1回開催  
県警ホームページ、市町村広報紙等に活動状況を公表(H13)  
協議会からの意見を業務に反映、協議会の意見に対する措置状況を県警ホームページに公表  
ア 飲食街での客引き行為等対策(H19.9 水戸警察署)  
飲食店街での客引き行為等の規制の要請により、「茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例」の一部を改正して不当な客引き行為等を禁止するとともに、取締りによる地域環境を改善  
イ 振り込め詐欺被害防止対策(H20.3 筑西警察署)  
年金支給日に合わせた振り込め詐欺被害防止対策の提言により、年金支給日に県内全域でATM警戒等の被害防止対策を講じ、同対策が全国に普及  
ウ ひったくり被害防止対策(H21.9 牛久警察署)  
ひったくり被害防止対策として、ショッピングセンター等において、ひったくり防止用の自転車防犯ネット等を配布

1 推進状況

平成13年6月以降の警察署協議会の開催状況については、年間4回開催し、1回当たりの開催時間は平均2時間以上が保たれるとともに、委員の平均出席率は89.8%と高出席率が維持される

など、十分な議論のための時間と委員の出席が確保されている。

委員の構成については、外国人や大学生を含め、幅広い分野・年齢層等から委員の委嘱が行われており、地域住民の要望・意見を把握する場として機能している。

また、平成22年6月1日現在、新任委員の割合が39.2%を占めており、委員の任期の長期化が回避され、警察署長に意見を述べる機関として必要な緊張関係が維持されている。

警察署協議会の開催結果については、開催前及び開催後の報道機関への公表のほか、全28警察署協議会の開催結果及び協議会の意見に対する措置状況を県警ホームページにより公表するなど、地域住民への周知が図られている。

## 2 今後の施策展開の方向性

警察署協議会が、今後も地域住民の要望・意見を警察署の業務運営に反映させる場として有効に機能するため、幅広い分野・年齢層から委員の登用に努めるとともに、十分な議論のための時間を確保する。また、警察署長自らが、その運営に積極的かつ主体的に取り組み、住民への説明責任を果たすと同時に、協議会における要望・提案に適切に対応していくこととする。

## (2) 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

### 街頭活動の強化

ア パトカー勤務員の体制強化(H12:約250人 H21:約350人)

イ 地域警察官の効果的な運用

- ・ 時差出勤等による夜間日勤制を導入し、犯罪多発時間帯における重点的なパトロール等を実施
- ・ パトカー勤務員の交番への駐留警戒の実施

ウ 見せる活動の強化による地域警察官の意識改革

- ・ 立番を中心とした勤務例の見直し(H17.9)
- ・ 自動二輪車の白色化(H17年から毎年減耗更新分を白色化し、585台中290台を整備)

エ 地域警察官の現場執行力の強化(指導員による技能伝承)

- ・ 職務質問技能指導員制度の導入(H18.5)
- ・ 本部地域課職務質問技能指導班の設置(H20.10)及び体制強化(H21.4)

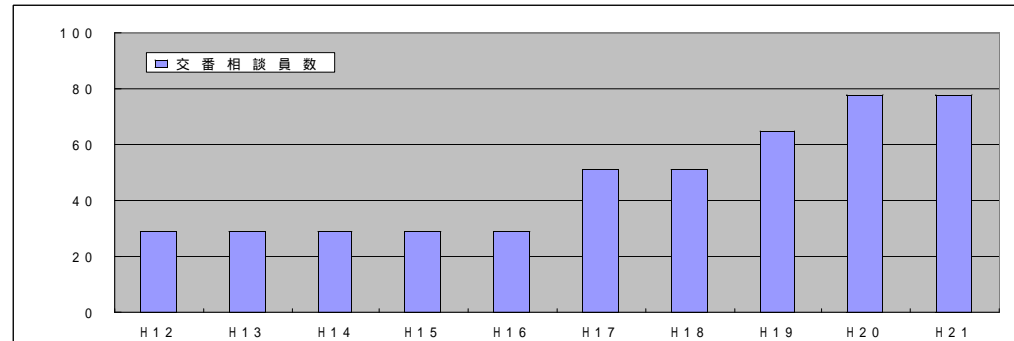
### 空き交番対策等

ア 交番勤務員の体制強化のため、全交番に6人以上の警察官を配置

イ 交番相談員の増員、効果的活用

- ・ 「交番相談員ベスト」の導入と交番相談員の立番の実施(H17.12)
- ・ 78交番に各1名を配置(H20.4)
- ・ 交番相談員用ジャンパー及び帽子の導入(H21.8)

【交番相談員数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
交番相談員数	29	29	29	29	29	51	51	65	78	78

ウ 緊急通報装置の整備

全91交番及び幹線道路に面しているなど必要性のある30駐在所に整備

エ コミュニティルームの整備

交番・駐在所276か所のうち131か所(47.5%)に整備(22.4現在)

駐在所の再評価

ア 駐在所の同伴者に対する指導教養・賞揚措置

- ・ 駐在所夫人研修会の定期的な開催
- ・ 優良地域警察官家族表彰の実施

イ 防犯カメラ及びテレビドアホンの整備

警察施設再編整備計画(第1期計画:平成20年度～平成22年度)の推進

夜間における治安体制及び初動捜査体制の強化を図るため、交番・駐在所の再編整備を推進

H20.4:交番78所、駐在所243所

H22.4:交番91所、駐在所185所

1 推進状況

交番勤務員の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」は、交番勤務員や交番相談員の増員、地域住民の理解を得ながらの交番配置の見直し等の取組みを進めてきた結果、平成17年4月までに解消されている。

地域住民との情報・意見交換の場や、防犯ボランティアと連携した活動等の拠点とするため、県内131か所(49交番、82駐在所)にコミュニティルームを整備(平成12年と比較して50か所増加)し、地域に密着した地域安全活動が推進されている。

警察施設再編整備計画(第1期計画)により、駐在所を統合し、交番の新設や駐在所の大型化、警察署パトカー要員の増強により夜間体制・初動捜査体制が強化されている。

2 今後の施策展開の方向性

地域警察官による街頭活動の強化により、犯罪の抑止と検挙に一定の成果が認められる。しかしながら、世論調査において、県警に力を入れて取り組んでほしいこととして、「地域のパトロール強化」が6割台半ばと最も高い割合を占めており、地域警察官による街頭活動の強化をより

一層推進する。

引き続き、地域住民との連携を強化し、地域住民とともに地域社会の安全の確保を図り、地域住民の安心感の醸成を図る。

夜間体制及び初動捜査体制強化のため、引き続き、交番・駐在所等の再編整備を推進する。

犯罪のないまちづくりの推進

体制の強化

ア 「茨城県警察街頭犯罪等抑止総合対策本部」を設置(H14.12)し、街頭犯罪及び侵入犯罪抑止のための必要な対策を総合的に推進

イ 「茨城県警察スクールサポーター」の全署配置(H18.4)

退職警察官等をスクールサポーターとして全署に配置し、児童等の安全対策・非行防止対策を推進

ウ 「子どもと女性の安全対策室」の設置(H21.4)

警察本部、牛久警察署、県西機動センターを拠点に、子どもと女性が被害者となる前兆事案等を対象として防犯・検挙活動を推進

エ 「地域課地域安全係」の設置(H22.4)

高齢者の犯罪被害や交通事故防止に資する防犯指導、交通安全教育等を推進(水戸警察署、日立警察署、土浦警察署)

関係機関・団体との連携

ア 茨城県安全なまちづくり推進会議の結成(H15)

県、教育関係団体、防犯協力団体等43団体が参加

イ 茨城県安全なまちづくり条例の施行(H15.4)と防犯上の指針の公表(H16.3)

犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、知事部局に働きかけて茨城県安全なまちづくり条例を施行するとともに、知事部局や教育庁と連携し、「学校等、道路等及び共同住宅に関する防犯上の指針」、「深夜物品販売等業者に関する防犯上の指針」を策定・公表し、市町村や駐車場管理者等に対する働きかけを実施

ウ 「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」の制定(H21.4)

安全で安心して暮らせる地域社会の確立のため、知事部局に働きかけ、「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」を制定し、県・市町村、事業者及び県民と連携した安全なまちづくりを推進

エ 「茨城県子どもを守る110番の家ネットワーク」の結成(H17.12)

「子どもを守る110番の家」の相互連携と活動の活性化を図るため、県・教育庁など50の関係機関・団体等により結成

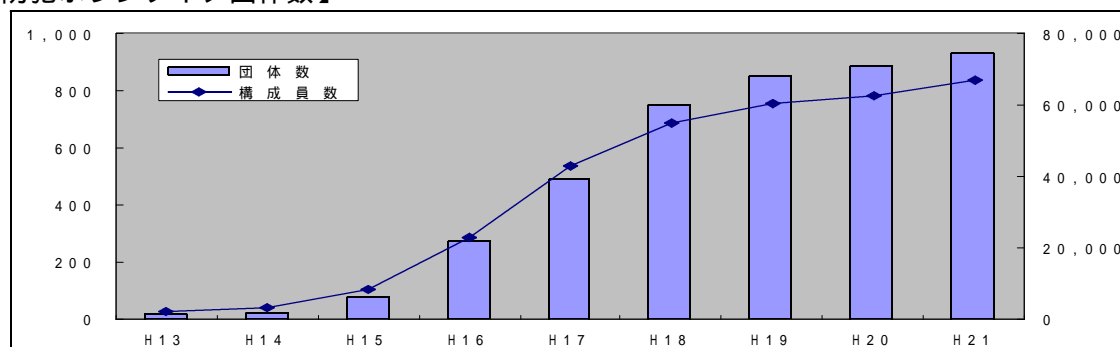
オ 日本ロックセキュリティ協同組合茨城支部との連携

錠前業者の防犯組織「日本ロックセキュリティ協同組合茨城支部」と連携し、各種イベント等において優良施錠設備の普及を促進

自主防犯活動の支援

警察では、自治体・防犯協会等の関係機関・団体と連携しつつ防犯ボランティア団体に対して支援を行っており、平成21年末時点の防犯ボランティアの団体数は933団体、構成員数は66,780人と平成13年と比較して917団体、64,480人増加

【防犯ボランティア団体数】



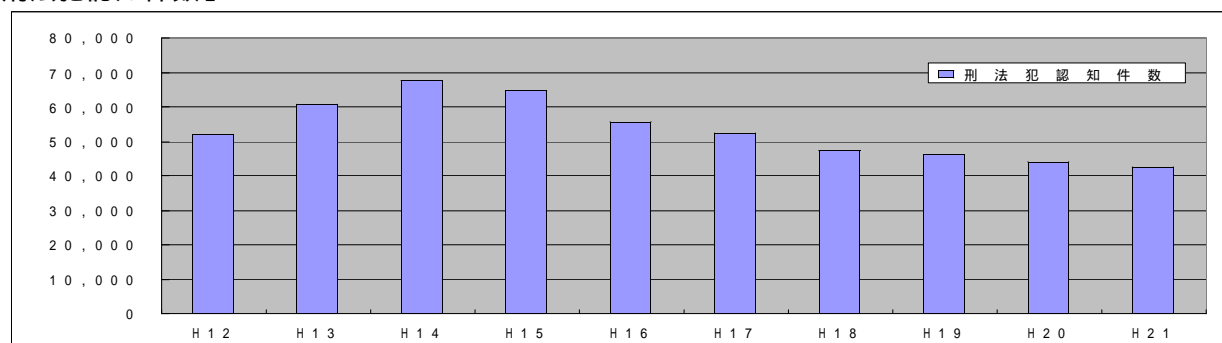
	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
団体数	16	24	76	271	489	752	849	887	933
構成員数	2,300	3,100	8,500	23,000	42,900	54,900	60,400	62,600	66,780

平成12年以前の構成員数及び団体数については未把握

情報の提供

- ア 市町村別の犯罪状況を示した「犯罪マップ」を県警ホームページに掲載(H16.3)
- イ 犯罪・事故等注意場所を表示した「地域安全マップ」を県警ホームページに掲載(H17.4)
- ウ 声かけ事案等不審者情報(小学生以下)について、県警ホームページ(H17.12)及び県警携帯電話用ホームページ(H18.7)に掲載、地図情報による配信を開始(H19.7)
- エ 児童等に対する声かけ事案等の発生状況を茨城県子どもを守る110番の家ネットワーク参画団体等へメール配信(H18.2)
- オ 「ひばりくん防犯メール」の運用を開始(H19.5)  
 県民の自主防犯意識の高揚と、防犯ボランティア活動の活性化に資する犯罪発生情報をメール配信  
 登録者数:37,338人、発信件数:366件(H21)

【刑法犯認知件数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
刑法犯認知件数	52,110	60,681	67,672	64,844	55,633	52,266	47,185	46,087	43,885	42,491

## 1 推進状況

「茨城県警察街頭犯罪等抑止総合対策本部」を設け、街頭犯罪及び侵入犯罪抑止のための総合的対策を推進した結果、刑法犯認知件数は、平成14年の6万7,672件をピークに7年連続で減少し、平成21年には4万2,491件と、ピーク時に比べ62.8%に改善している。

県民の自主防犯意識の高揚と、防犯ボランティア活動に資するため、「ひばりくん防犯メール」等の各種広報媒体を活用した地域安全情報の発信に努めた結果、ひばりくん防犯メール登録者数、防犯ボランティアの団体数ともに増加している。

## 2 今後の施策展開の方向性

自主防犯ボランティア団体は順調に増加しているものの、現在、構成員の高齢化、固定化等の問題が認められることから、学生等の現役世代の参加促進を図り、また、その活動内容及び財政基盤の充実を図るための措置を講じることにより、引き続きその活性化を図る。

引き続き、防犯協会等の関係機関・団体との連携強化を図るとともに、街頭防犯カメラの設置など防犯環境の整備に関し、自治体等への働きかけを更に強化することにより、犯罪の起きにくい環境づくりを推進する。

引き続き、「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」に基づき、県・市町村、事業者及び県民との連携を強化し、犯罪に強い社会づくりの実現を図る。

## 事故のないまちづくりの推進

### 交通安全教育の推進

#### ア 交通安全教育用機材の整備

高齢歩行者教育システムの導入(H14.3)、飲酒運転体験ゴーグルの全署整備(H17.1)、高齢者擬似体験セットの全署整備(H21.5)

#### イ 運輸関係団体によるアルコールチェッカーを活用した運行管理の実施(H15.11)

(社)茨城県トラック協会傘下事業所におけるアルコールチェッカーを活用した運行管理の協力依頼  
交通死亡事故マップによる情報提供(H16.6~)

県警ホームページに死亡事故現場等を掲載した地図情報を提供

#### “交通マナーアップ”の推進

#### ア ステップ方式によるシートベルト着用率の向上対策の推進(H18.3)

#### イ 夜間走行時のライトの上向き案基本の周知と実践(H18.4)

#### ウ 交通マナーリーダーカーの運用(H22)

### 高齢者対策の推進

#### ア 老人クラブ会報を利用した交通安全情報の提供(H15.7)

(社)茨城県老人クラブ連合会報「いきいきジャーナル」への交通安全情報欄開設及び発行部数約20万部に増刷しての全会員への配付

#### イ 反射材の普及促進

世帯訪問や街頭指導を通じての配付活動、反射材の普及啓発

#### ウ 交通安全高齢者自転車競技大会の開催(H15.10)

高齢の自転車利用者による交通事故防止活動の一環として、交通安全高齢者自転車競技大会を開催

#### エ 交通安全アドバイザー制度の創設・運用(H18.1)

医療関係者、民生委員、老人クラブ役員等による交通安全アドバイス活動の実施



オ いきいき運転サポート事業の推進(H19)

交通事故を起こすなど、運転に自信が持てない高齢運転者を対象として、自動車教習所を利用した運転実技、適性検査、記憶力テスト等を組み合わせた実技・体験型の安全教育を実施した結果を踏まえて、要指導者を把握し、家庭訪問しての継続指導を実施

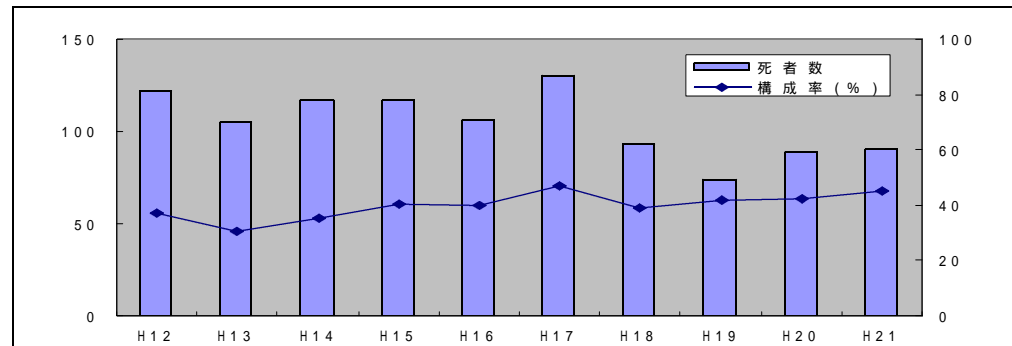
カ 高齢者在世常訪問活動等の推進(H21)

交通関係機関・団体及び地元町内会等と合同の推進体制を確立して、高齢者宅訪問指導、実践的交通安全教育、街頭活動等の高齢者の交通事故防止対策を重点的かつ効果的に実施

キ 指定自動車教習所と連携したシニア・サポート・システムによる高齢運転者対策の推進(H21.6)

- ・ 高齢者講習受講者に対し、指定自動車教習所等において、適性検査結果を踏まえた交通安全指導と「家族への手紙」を交付
- ・ 高齢者の免許更新時に警察署等において「交通事故防止の手紙」を交付
- ・ 安全運転に適性を欠くと認められる高齢者については、警察官等が家庭訪問し、継続指導を実施
- ・ 指定自動車教習所に対する巡回指導の実施並びに教習指導員対象の「話し方教室」等の研修会の開催
- ・ 高齢運転者向け資料(交通事故予防体操ポスター等)の作成、活用

【高齢者の交通事故死者数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
死者数	122	105	117	117	106	130	93	74	89	90
構成率(%)	37.2	30.5	35.3	40.2	39.8	46.8	38.9	41.6	42.4	45.2

飲酒運転根絶対策「飲酒運転ゼロの街！茨城キャンペーン」の推進(H18.9)

ア 市町村における飲酒運転追放宣言

合併后市町村の「飲酒運転追放宣言の決議」等による飲酒運転追放気運の高揚

イ 飲食店による飲酒運転防止活動の実施

飲食店組合等と連携しての飲酒運転根絶キャンペーンの展開

ウ 飲酒運転取締りの強化

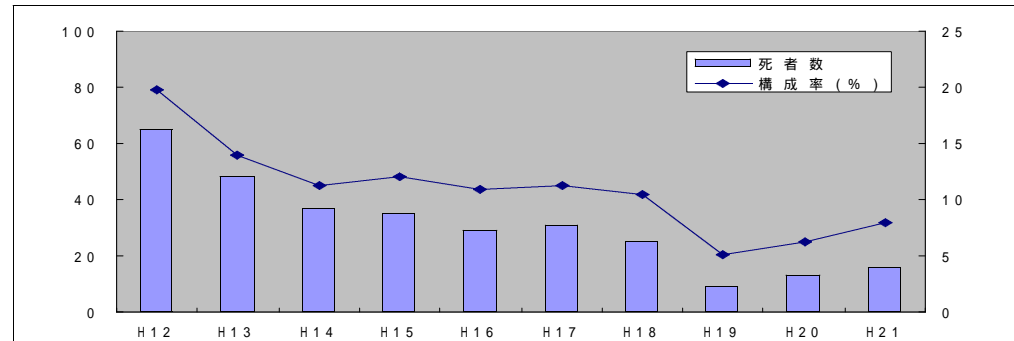
「飲酒運転取締り強化期間」を指定しての取締りの強化

エ 飲酒運転者カウンセリングの実施(H19.11)

行政処分対象者の飲酒学級を編成してカウンセリングを行い、常習飲酒者対策を推進

オ 飲酒運転による処分者の手記の作成と交通安全教育への活用

【飲酒運転による交通事故死者数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
死者数	65	48	37	35	29	31	25	9	13	16
構成率 (%)	19.8	14.0	11.2	12.0	10.9	11.2	10.5	5.1	6.2	8.0

道路交通環境等の整備

ア あんしん歩行エリアの整備(H15)

歩行者及び自転車利用者の交通事故が多発している22地区をあんしん歩行エリアに指定し、歩行者・自転車利用者が安全に通行できる道路交通環境を確保するため、道路管理者と連携して諸施策を推進(H15～H19 22地区を整備、H20 5地区を指定)

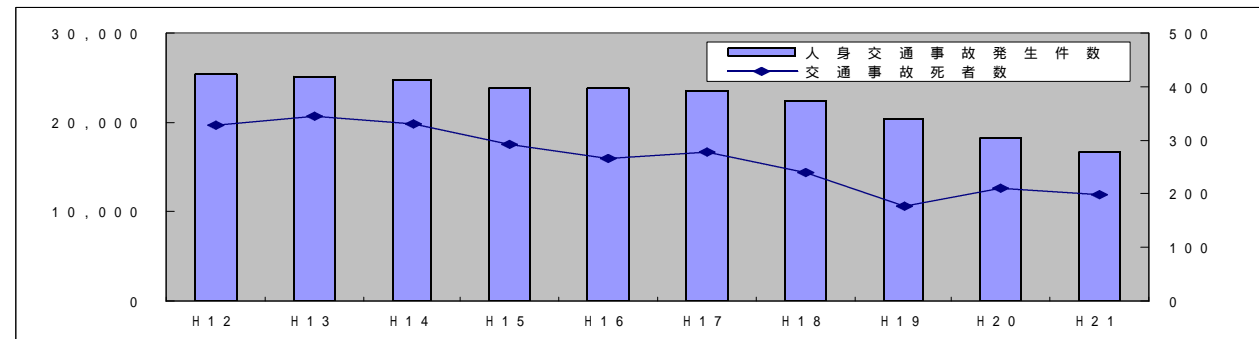
イ 危険箇所及び交通死亡事故現場対策の推進(H15)

事故危険箇所(69箇所)及び交通死亡事故発生現場(随時)について、道路管理者とともに交通安全施設の整備を重点にした諸施策を推進

ウ 自転車通行環境の整備(H19)

水戸市及びつくば市をモデル地区に指定し、道路管理者と連携して自転車道等の整備を推進

【人身交通事故発生件数・交通事故死者数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人身交通事故発生件数	25,429	25,154	24,699	23,840	23,773	23,486	22,396	20,415	18,225	16,668
交通事故死者数	328	344	331	291	266	278	239	178	210	199

1 推進状況

平成21年の人身交通事故発生件数は1万6,668件、交通事故死者数は199人で、平成12年と比べると発生件数は8,761件、死者数は129人減少した。また、高齢者の交通事故死者数は90人、飲酒運転による交通事故死者数は16人であり、平成12年と比べると高齢者の交通事故死者数は32人、飲酒運転による交通事故死者数は49人減少した。

平成15年度から、第一次社会資本整備重点計画に基づき、あんしん歩行エリアの整備や事故危険箇所対策を始めとする交通安全施設等整備事業を道路管理者と連携を図りながら推進した結果、計画前年の平成14年に比べ、計画終了後の平成20年における県内の人身交通事故発生件数は18,225件と、26.2%減少した。

2 今後の施策展開の方向性

交通事故死者数、負傷者数ともに減少したが、全死者のうち高齢者の占める割合は増加傾向にあり、高齢社会の進展に伴って今後更に増加することが懸念されることから、引き続き、高齢者の交通事故防止に重点を置き、関係機関・団体等と相互に連携協力の上、効果的な交通事故防止対策を強力に推進する。

あんしん歩行エリアや事故危険箇所対策、自転車通行環境の整備等の交通安全施設整備については、引き続き、社会資本整備重点計画に則り、道路管理者との連携を図りながら、地域住民等の要望も勘案しつつ計画的・総合的に推進し、交通の安全と円滑を図る。

ストーカー行為、児童虐待等  
新たな問題への対応及び少年犯  
罪対策の強化

推進体制の整備

ア ストーカー対策室(室長以下12名体制)を生活安全総務課に設置(H12.11)し、被害者の立場に立った適切な対応を推進

イ ストーカー対策室を発展的に改組し、女性と家庭の相談室(室長以下14名体制)を設置(H17.3)

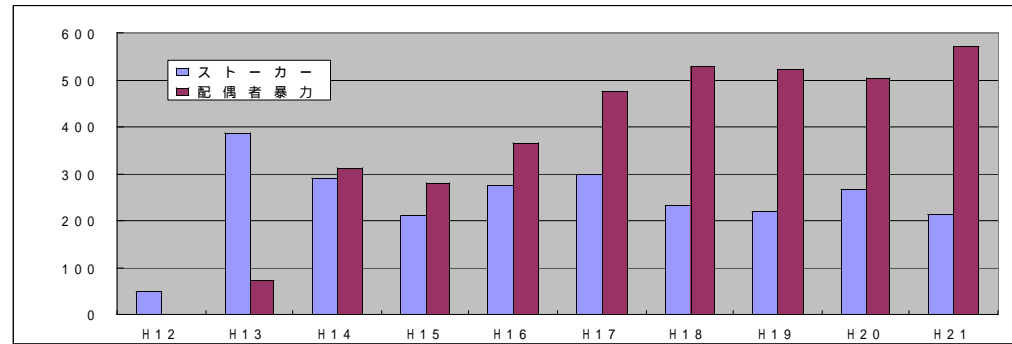
ウ 女性と家庭の相談室を発展的に改組し、子どもと女性の安全対策室(室長以下45名体制)を設置(H21.4.1)

法律の適正な運用

ア ストーカー規制法の施行(H12.11)、法の解釈及び運用の一部見直し(H17.12)に伴い、各種通達を发出

イ 配偶者暴力防止法の施行(H13.10)、法の一部改正(H16.12、H19.7)に伴い、各種通達を发出

【ストーカー・配偶者からの暴力事案の認知件数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
ストーカー	49	388	292	210	274	298	231	219	266	213
配偶者暴力	-	72	312	281	365	476	528	522	504	570

【ストーカー規制法等の適用状況】

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
警告	2	51	13	22	17	20	22	20	14	12
禁止命令等	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
仮の命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長等の援助	8	89	19	22	21	45	45	105	71	105
規制法違反検挙	1	2	1	4	3	2	3	4	0	0
他法令違反検挙	1	23	21	24	16	16	14	13	11	10

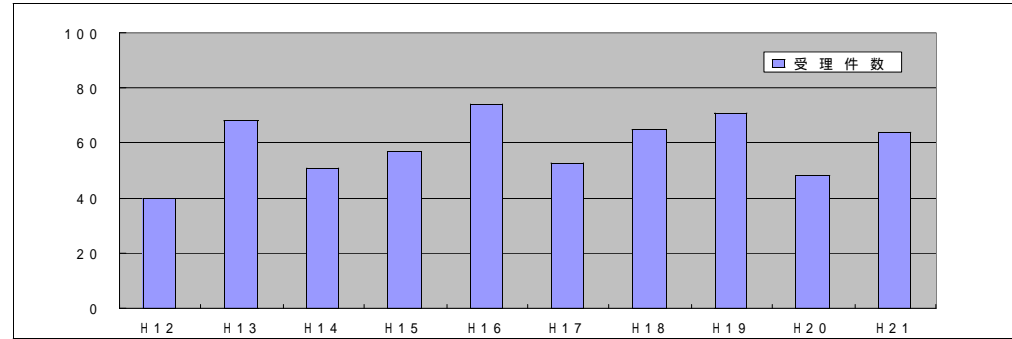
【配偶者暴力防止法等の適用状況】

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
保護命令通知	1	21	28	15	33	30	25	43	27
保護命令違反検挙	0	0	0	1	0	3	0	0	1
他法令違反検挙	2	21	26	24	34	28	28	14	19

ストーカー・配偶者暴力被害者の保護対策の推進

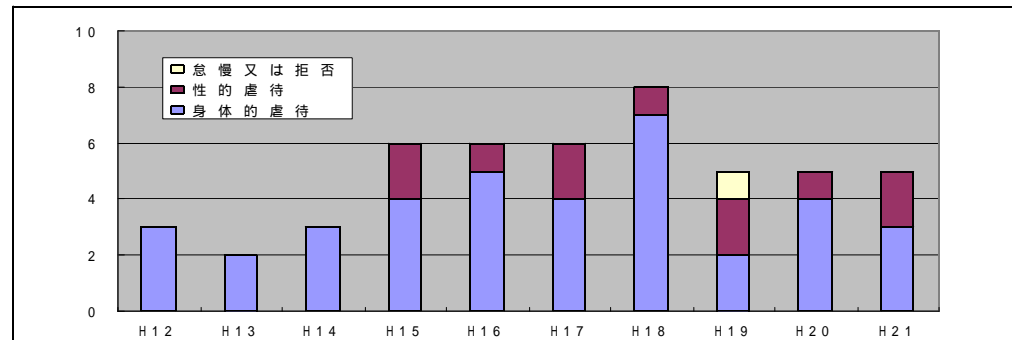
- ア 110番通報者登録システムの運用を開始(H14.9.4)
- イ 緊急発信装置付位置情報発信装置(ココセコム)の貸出しを開始(H15.10)
- ウ 緊急発信装置付位置情報発信装置(ココセコム)を10台から20台に増強(H17.7)
- エ 住民基本台帳閲覧制限の援助
- 児童虐待事案の早期認知と少年保護対策
  - ア 「児童虐待事案報告書」による速やかな報告の徹底(H16.12)
  - イ 茨城県児童虐待対策連絡協議会の設置(H18.10)
  - ウ 児童の安全確認及び安全確保を最優先とした児童虐待への対応の徹底(H18.12)

【児童虐待に関する少年相談の受理件数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受理件数	40	68	51	57	74	53	65	71	48	64

【児童虐待の検挙件数】



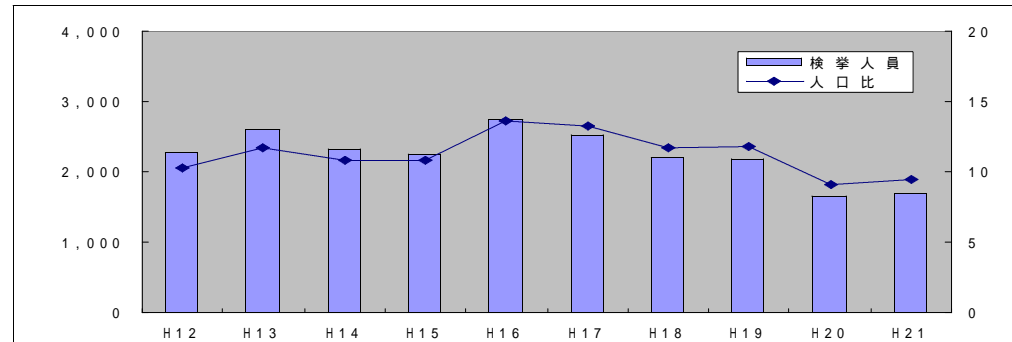
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	3	2	3	6	6	6	8	5	5	5
身体的虐待	3	2	3	4	5	4	7	2	4	3
性的虐待	0	0	0	2	1	2	1	2	1	2
怠慢又は拒否	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

凶悪・粗暴な少年事件に対する的確な捜査運営

ア 少年課管理官等による巡回指導を強化

イ データベースシステムによる少年事件の管理の徹底(H16.1)

【刑法犯少年の検挙人員及び人口比】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検挙人員	2,268	2,591	2,321	2,246	2,741	2,520	2,205	2,180	1,653	1,692
人口比	10.3	11.7	10.8	10.8	13.6	13.3	11.7	11.8	9.1	9.5

人口比とは、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員をいう。

1 推進状況

被害者に対する防犯指導、防犯機器の貸出、関係機関等への紹介、行為者に対する指導警告等被害者の立場に立った適切な措置を講じている。

警察と関係機関等との連絡協議会等が定期的開催され、児童虐待事案に対する情報の共有が図られたほか、関係機関と連携した、児童虐待事案の早期発見と被害児童の早期保護活動が的確に推進されている。

各警察署に対する巡回業務指導や専科教養等の実施により、適正捜査推進のための取組みが徹底され、凶悪・粗暴な少年事件に対する的確な捜査が推進されている。

2 今後の施策展開の方向性

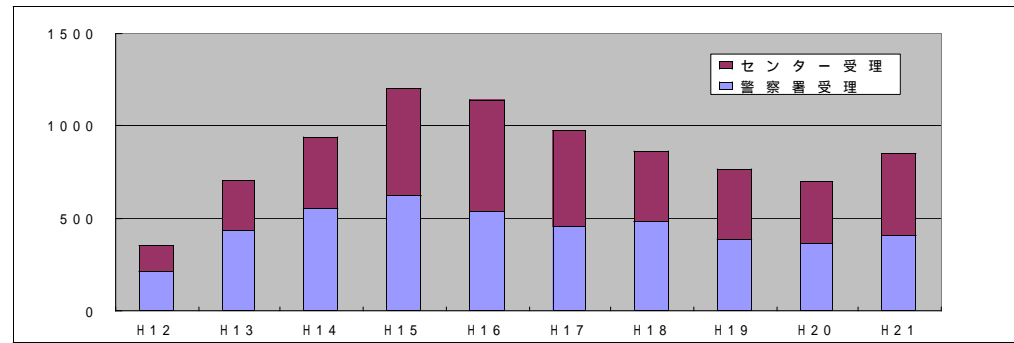
引き続き、関係機関と緊密に連携しつつ、被害者等の立場に立った迅速適切な対応・支援に努めるとともに、加害者に対しては法令に基づく措置を厳正に講じて被害者の安全の確保を図るなどの対策を推進する。また、男女間のトラブルに起因する事案については、重大事件に至ることが少なくないことから、被害者等への厳重な自衛措置や即時の避難の重要性を理解させるよう努めるとともに、加害者に対しては加害行為をしていることの自覚を促すなど、被害者及び加害者への適切な対応を推進する。

引き続き、各種警察活動を通じた児童虐待事案の早期発見・被害児童の早期保護を図り、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を推進する。また、児童相談所等の関係機関と連携し、被害児童の継続的支援に努めるとともに、刑罰法令に触れる事案の厳正な捜査に努める。

引き続き、各警察署に対する業務指導を徹底し、適正捜査の推進を図り、少年警察ボランティア等と連携した街頭活動や少年の規範意識の向上のための対策を推進する。

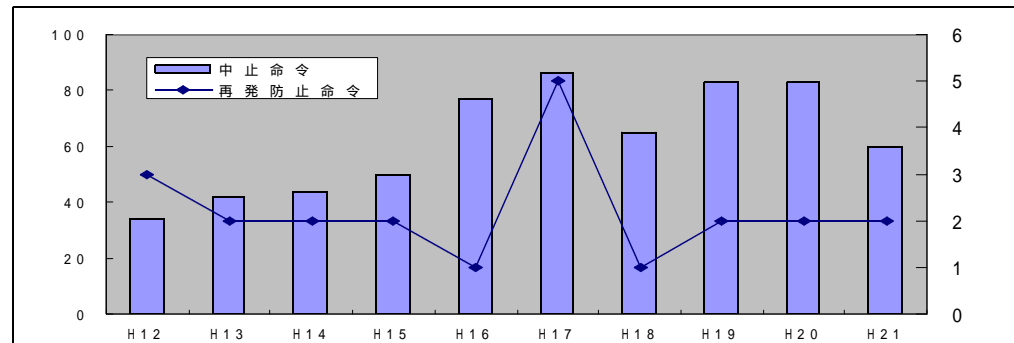
ア センターに相談委員13名(常駐3名)を配置し、暴力相談に対応。県警と連携し事件化、行政命令発出等を推進

【暴力団関係相談の受理件数】



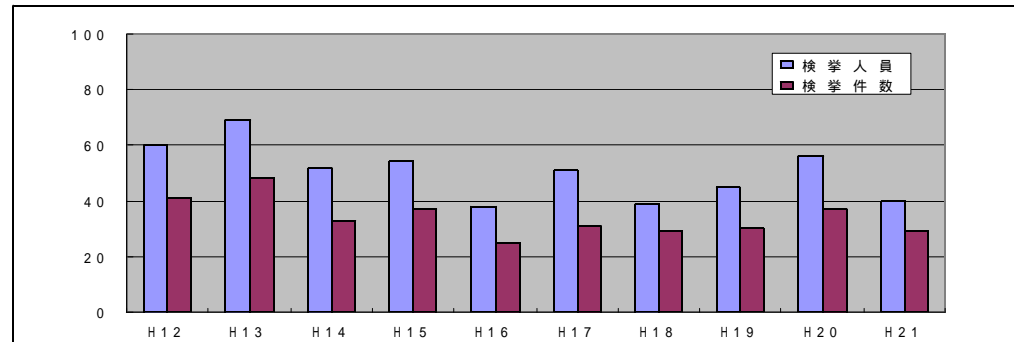
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
相談総数	350	707	943	1,205	1,140	972	861	769	697	850
警察署受理	211	433	556	619	539	458	486	390	363	406
センター受理	139	274	387	586	601	514	376	379	334	444

【暴力団対策法施行後の行政命令発出状況】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
中止命令	34	42	44	50	77	86	65	83	83	60
再発防止命令	3	2	2	2	1	5	1	2	2	2

(参考指標【暴力団構成員及び準構成員の恐喝の検挙人員・件数】)



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検挙人員	60	69	52	54	38	51	39	45	56	40
検挙件数	41	48	33	37	25	31	29	30	37	29

イ 県民の暴排意識の高揚を図るため、ラジオ広報、新聞広報、ホームページ開設等広報啓発活動を推進  
県弁護士会との連携強化

ア 「茨城県民事介入暴力対策協議会」の設立(H12.10)

イ 民暴対策協議会・研究会の開催

ウ 民暴弁護士等との連携による事務所の撤去活動の推進

- ・ つくば中央警察署管内松葉会系暴力団事務所
- ・ 牛久警察署管内松葉会系暴力団事務所
- ・ 鉾田警察署管内山口組系暴力団事務所

茨城県企業防衛対策協議会との連携強化

茨城県企業防衛対策協議会の下に警察署単位の地区推進協議会を設置し、企業対象暴力排除対策を推進  
(H22.3 会員企業2,501社)

行政対象暴力対策の推進

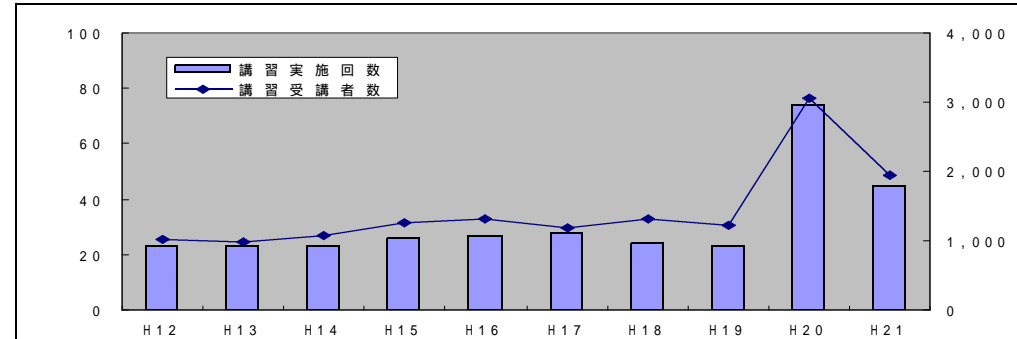
ア 「行政対象暴力対策の推進について」(H15.1)を発出し、行政機関の行政対象暴力排除の仕組み作り  
の働き掛け等を推進

イ 全自治体が不当要求行為等対策要綱を制定(H19.8)

ウ 自治体における不当要求防止責任者選任枠の拡充への働きかけ



【不当要求防止責任者講習の実施状況】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
講習実施回数	23	23	23	26	27	28	24	23	74	45
講習受講者数	1,027	989	1,076	1,260	1,319	1,192	1,310	1,213	3,049	1,951

暴力団排除活動の総合的な推進

ア 各業種の許可等からの暴力団排除

- ・ 建設業、貸金業、警備業等30業種に暴力団排除条項を盛り込み推進

イ 公共事業等からの暴力団排除

- ・ 国土交通省、県、市町村が発注する公共工事からの暴力団排除
- ・ 公共施設からの暴力団排除(43自治体で条例改正)
- ・ 公営住宅からの暴力団排除(公営住宅のある全38自治体との協定締結)
- ・ 生活保護からの暴力団排除(県福祉部長との協定書締結)

地域安全・暴力追放茨城県民大会の開催

平成4年(第14回大会)から、関係団体の活動強化と相互の連携を図るため、県警・防犯協会・暴追センター主催で県民大会を開催

部外への情報提供の推進

ア 「暴力団排除等のための部外への情報提供について」等の通達を発出(H12.9、H14.8)

イ 通達に基づき、個々の具体的事案に対し、「暴力団情報提供記録簿」を備え付け、情報提供の基準により、提供の是非、判断理由等の判断を受け、組織的な対応を推進

1 推進状況

暴力団関係相談の受理件数は、一時期減少傾向にあったものの、平成21年以降増加しており、特に茨城県暴力追放推進センターにおける暴力相談の受理件数が増加していることから、茨城県暴力追放推進センターの周知及び活用が図られている。

暴追センター及び民暴弁護士と連携した事務所の撤去事例等、民事訴訟支援を推進している。

不当要求防止責任者に対する講習の受講者数は、増加傾向にあり、暴力団からの被害の防止に取り組む意識が県民に浸透している。また、同責任者講習においては、各選任事業所の実情に即し事例を挙げた対応要領や実践的なロールプレイングを取り入れている。

各種取引等からの暴力団排除については、各種業法等の法令における暴力団排除条項の整備や関係機関等と連携した暴力団排除の仕組みの構築を行うなど、効果的に暴力団排除を推進している。

	<p>2 今後の施策展開の方向性        県民生活等に介入する暴力団による不当な行為を防止するため、引き続き、暴力団相談に対する適切な対応やいわゆる暴力団対策法に基づく効果的な行政命令の発出、民事訴訟支援の強化を行うとともに、各種取引等における暴力団排除条項の拡充等により暴力団排除を徹底する。        また、新たに制定された「茨城県暴力団排除条例」の平成23年4月1日施行に向け、条例の普及活動を徹底するとともに、暴排気運の醸成を図る。</p>
<p>(3) 被害者支援の推進        犯罪被害給付制度の周知徹底</p>	<p>犯罪被害給付制度の周知        ア 犯罪被害者給付金支給法の改正に伴い、全警察署に対して巡回教養を実施(H13)        イ 制度拡充に関するチラシ及びリーフレットを作成し、各種街頭キャンペーン、被害者支援連絡協議会等において配付(H13.6)        ウ 犯罪被害給付制度の一部改正(H18.4)に伴い、全警察署に対して巡回教養を実施するとともに、一部改正のチラシ及びリーフレットを作成し、全警察署及び地区被害者支援連絡協議会会員に配付        エ 「犯罪被害者週間」街頭キャンペーンの実施(H18.11~)        オ 「犯罪被害者週間国民のつどい茨城大会」において来場者にチラシ及びリーフレットを配付        カ 警察学校の各種専科等において給付制度の講義を実施        キ 犯罪被害給付制度の一部改正に伴い、巡回教養を実施し、パンフレット及びポスターを配付(H20.7~)</p> <p>1 推進状況        犯罪被害給付制度については、県警ホームページ、ラジオ番組、市町村広報誌及び駅前等電光掲示板等を活用した広報啓発や、各種街頭キャンペーン、被害者等講演会等におけるチラシ・リーフレットの配付等により、県民への制度の周知徹底を図るとともに、学校教養、巡回教養等の指導教養を充実させ、職員への制度の周知徹底を推進している。</p> <p>2 今後の施策展開の方向性        被害者の精神的、経済的被害の回復を図るため、引き続き、本部犯罪被害者支援室と警察署との連携による漏れのない犯罪被害給付対象者の把握と的確な制度周知を行う。</p>
<p>きめ細かな被害者支援の推進</p>	<p>組織体制の整備        ア 県内全警察署に被害者支援係を設置(H12.3)        イ 県内28警察署及び高速道路交通警察隊の警察官を指定被害者支援要員に指定(H21.4現在368名)        ウ 少年課にカウンセラー(1名)を配置し、相談・支援体制を充実(H18.3)        エ 指定被害者支援要員制度の一部改正(H18.8)        オ 茨城県警察被害者支援推進委員会設置要綱の改正(H20.7)        カ 「被害者多数事案発生時における被害者支援実施要綱」の制定(H22.8)</p> <p>職員の意識改革        ア 県警察学校の各専科、任用科において「警察における被害者支援」の講義を実施(H13.7~)        イ 平成11年度から開催している「犯罪被害者支援専科」において、部外講師(大学教授等)、遺族によ</p>

- る 講話やロールプレイングを取り入れた授業等実務的教養を強化(H16～)
- ウ 異動後における被害者支援係長等を対象とした研修会の開催
- エ 全警察署員を対象とした巡回教養の実施
- オ 犯罪被害者遺族や大学教授等による講演会の開催
- 被害者の負担軽減
- ア 性犯罪被害者に対する診断書料や初診料の公費負担(H11.4)、一層の経済的負担を軽減するため、処置料・投薬料・検査料の公費負担を拡充(H19.4)
- イ 司法解剖死体の公費搬送制度の創設(H17.4)
- ウ 司法解剖に係る死体検案書料の公費負担(H18.4)
- エ 被害者等の一時避難場所確保の公費負担(H20.4)
- 被害者の安全確保
- ア 再被害防止要綱の制定(H13.9)
- イ 再被害防止措置の一層の推進を図るため、再被害防止要綱の一部改正(H19.8)
- 関係機関・団体との連携
- ア 各地区連絡協議会において幹事会及び総会を開催し、被害者支援に関する連携を強化(H11.10～)
- イ 牛久警察署開署に伴い、牛久地区被害者支援連絡協議会が設立(H17.4)
- ウ 「犯罪被害者週間国民のつどい茨城大会」開催に伴う後援(H19.11)のほか、毎年「犯罪被害者週間」街頭キャンペーンを実施(H18.11～)
- エ 茨城県被害者支援連絡協議会の構成員として、第三管区海上保安本部茨城海上保安部を加え、53機関・団体の構成とし、協議会を拡充(H20.10)
- オ 茨城県被害者支援連絡協議会の幹事会及び総会を開催
- 民間団体との連携
- ア (社)いばらき被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定(H14.12)
- イ (社)いばらき被害者支援センターに対し、活動経費を県費補助(H16.4～)
- ウ (社)いばらき被害者支援センターに対し、市町村が活動経費を助成(H19.4～)

## 1 推進状況

被害者等の直接支援にあたる指定被害者支援要員の体制を年度毎に見直し、平成13年当時に比べ約1.3倍に増員して体制の充実強化を図った結果、支援対象者に対する支援件数も約2.6倍に増加し、指定被害者支援要員制度の取組みが定着化している。

被害者等のカウンセリングを担当する心理カウンセラーを適切な部署に配置するとともに、日本臨床心理士会等の研修を受講させ、技能の習得、向上を図るなどした結果、カウンセリング実施件数が、平成13年当時の約3.2倍に増加し、取組みが定着化している。

被害者支援指導研修、犯罪被害給付事務担当者研修等の実施により、被害者支援担当者がきめ細やかな犯罪被害者支援を推進するために必要な知識技能を修得する機会の充実が図られている。

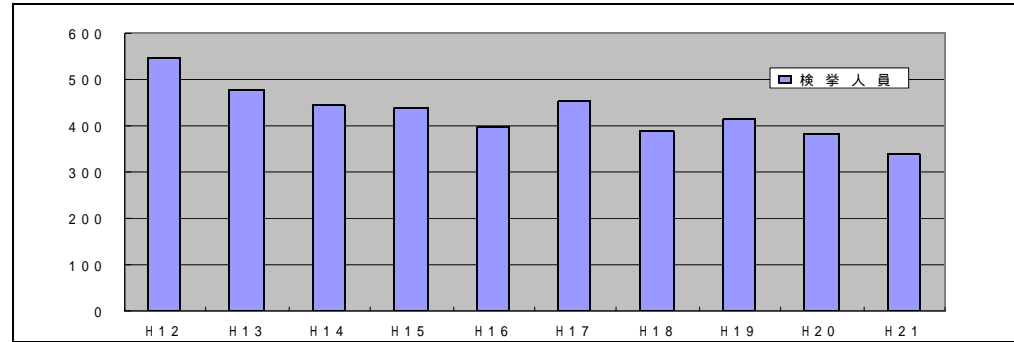
性犯罪被害者に対する診断書料等の公費負担や、被害者等相談室等施設の改装、被害者支援用車両の整備等により、捜査過程における被害者等の負担の軽減が大きく進捗しているものと認められる。

被害者の安全確保については、刑事部、生活安全部等の事件担当部署と連携し、再被害防止対象者の指定及び見直し等を行うとともに、パトロールや警戒を行う地域部門との連携により再被害防止対象者の安全確保が図られている。

犯罪被害者等早期援助団体である(社)いばらき被害者支援センターに対する情報提供を適切に

	<p>行い、県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた翌年の平成15年当時に比べ約3.7倍の情報提供を行い、支援センターとの緊密な連携による被害者等への途切れのない支援が定着化している。</p> <p>2 今後の施策展開の方向性 被害者等に対する支援施策について一層の充実を図るとともに、引き続き、(社)いばらき被害者支援センターを始めとする関係機関・団体等との緊密な連携の下、途切れのないきめ細やかな支援を推進する。</p>
<p>(4) 実績評価の見直し 相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価</p>	<p>表彰制度の充実 ア 表彰上申に対し、適切な評価の実施と迅速・適切な表彰事務の推進 イ 真に功労のある者に対する本部長による直接表彰の実施 ウ 潜在実績に対する適切な評価と表彰の実施</p> <p>1 推進状況 功績のあった職員又は部署に対して、適切な評価が行われ、相談、保護、被害者支援等の業務の重要性に関する職員の意識改革が進んでいる。</p> <p>2 今後の施策展開の方向性 引き続き、業務の適切な評価を実施し、迅速的確な賞揚を行う。</p>
<p>3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築 (1) 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決及び犯罪のグローバル化対策の強化 銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化</p>	<p>体制の強化 ア 銃器薬物対策課を新設(H13.4) イ 覚せい剤事犯の発生が多い10警察署に警察官を増員し捜査体制を強化(H14.3) ウ 銃器薬物対策業務を生活安全部から刑事部へ移管(H16.4) 組織犯罪に関する情報の収集、分析、共有等による捜査の効率化等を目的として生活安全部銃器薬物対策課を刑事部へ移管し警察官を増強配置。また、警察署における銃器薬物対策業務を生活安全課から刑事(第二)課へ移管し、警察官を増強配置して捜査体制を強化 エ 国際テロ対策・不法滞在者対策等の強化(H18.3) 公安第二課を再編して外事課を新設し、国際テロ対策・不法滞在者対策等を強化 オ 銃器薬物対策課を「薬物銃器対策課」に名称を変更(H18.3)</p>

【薬物事犯の検挙人員】

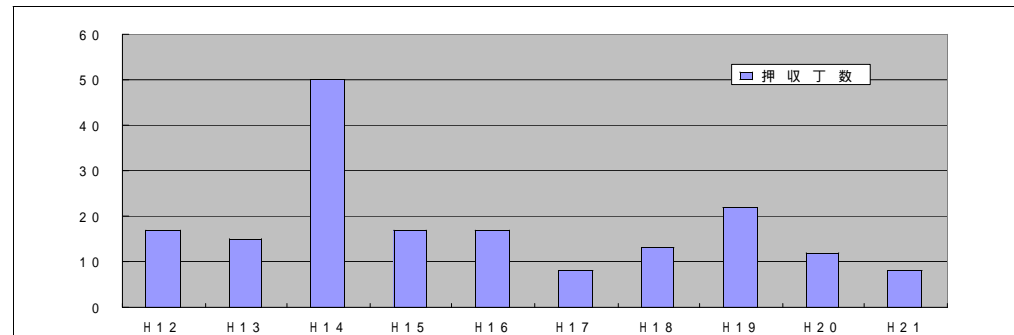


	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総数	548	477	444	440	396	454	390	413	382	338
覚せい剤	539	472	431	420	377	434	358	375	327	306
大麻	8	5	8	19	17	17	24	33	39	27
麻薬	0	0	1	1	2	3	3	5	11	5
あへん	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
麻薬特例法	1	0	3	0	0	0	4	0	5	0

暴力団構成員等からのけん銃の押収丁数

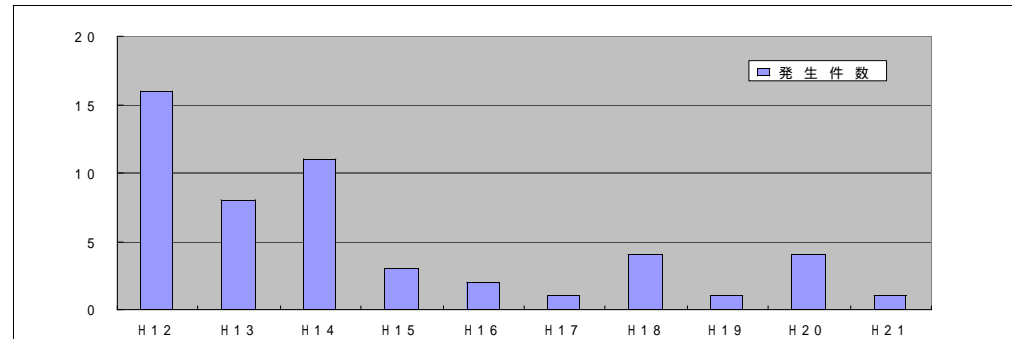
情報収集活動の強化を図り、入手情報に基づく搜索等により、10年間で暴力団からの押収131丁を含む179丁を押収

【けん銃の押収丁数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
総数	17	15	50	17	17	8	13	22	12	8	179
暴力団	13	9	45	8	12	5	10	18	8	3	131

【暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数】



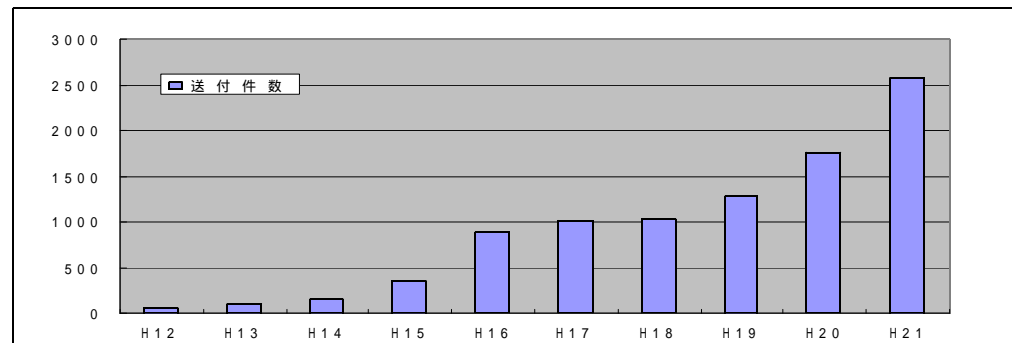
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
発生件数	16	8	11	3	2	1	4	1	4	1
暴力団対象	12	7	7	3	2	1	3	0	3	1

犯罪収益のはく奪～マネー・ローンダリング捜査に伴う捜査体制の確立

ア 茨城県警察組織犯罪収益情報班を設置し、警察庁から送付された疑わしい取引に関する情報を分析(H12.1)

茨城県警察犯罪収益対策推進要綱を制定し、茨城県警察犯罪収益情報班から茨城県警察犯罪収益解明班に改称(H19.8)

【警察庁から送付された本県関連の疑わしい取引に関する情報件数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
送付件数	59	100	151	354	894	1,013	1,025	1,276	1,764	2,572

イ 組織犯罪対策課内に「組織犯罪分析係」を設置

- ・ 専従1名(警部補)及び兼務6名(兼務～組対:警部2、警部補1、銃薬:警部1、警部補1、巡査部長1)体制(H17.3)
- ・ 平成19年3月以降、体制の強化を図り、専従5名(警部1、警部補3、巡査部長1)及び兼務2名(薬銃:警部1、警部補1)に強化(H22.3)

1 推進状況

覚せい剤事犯の検挙人員については、平成13年以降減少傾向にあるが、大麻、麻薬、麻薬特例

法事犯の検挙は増加傾向にあり、多様な薬物事犯に対応した捜査を展開している。

また、薬物犯罪のグローバル化に対応するため、税関や海上保安庁等の関係機関との定期的な密輸事犯対策会議、情報交換等を通じて協力体制を構築するとともに、関係機関と連携して薬物密輸事犯を検挙するなど、水際対策を担う関係機関と連携した取組みを推進した。

麻薬特例法の適用事件は、平成12年以降10年間に13人を検挙しており、犯罪収益のはく奪により犯罪組織に相当の打撃を与えた。

暴力団等に対する取締りの強化により、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件を抑止した。

また、平成18年10月、水戸市内において「第12回全国銃器犯罪根絶の集い」を開催し、銃器犯罪の根絶と違法銃器の排除を広く県民に呼びかけた。

マネー・ローンダリング事件については、平成20年以降検挙件数が増加し、また、昨年2月には、犯罪収益解明班と連携し、本県初となる犯罪収益の起訴前没収保全を実施するなど、暴力団等犯罪組織の資金源の封圧の方法として、組織的犯罪処罰法等に定めるマネー・ローンダリング処罰規定の活用が定着しつつある。

疑わしい取引の届出に関する捜査機関等に対する情報提供件数は増加しており、これらを活用して犯罪組織の活動資金や犯罪収益等の移転状況に係る実態把握が進んでいる。

## 2 今後の施策展開の方向性

末端乱用者の検挙は、薬物の需要を遮断するための重要な方策であることから、引き続き検挙を徹底する。

また、薬物犯罪のグローバル化に対応するため、組織的な密輸・密売事犯に対しては、引き続き、関係機関と連携して対策を推進していくとともに、通信傍受やコントロールド・デリバリー等の高度な捜査手法を活用し、麻薬特例法を適用して犯罪収益をはく奪することによって、密売組織の弱体化を図る。

さらに、近年、全国的に大麻事犯の検挙者数が増加傾向にあるほか、著名な芸能人等の薬物乱用により、国民が薬物に対する好奇心や誤った認識を持つことが懸念されることから、社会に薬物を拒絶する規範意識が堅持されるよう、各種広報啓発活動を一層推進する。

暴力団構成員等によるけん銃の押収丁数は、全国とほぼ同様、平成17年以降(平成19年を除く。)減少傾向にあり、けん銃の押収丁数が低い水準にとどまっているなど、これら事犯の摘発が必ずしも十分であるとはいえない状況であることから、暴力団等による組織的なけん銃隠匿事犯や密輸・密売事犯の摘発を更に徹底するとともに、グローバル化に対応するため、国内外の関係機関と連携した対策をより一層推進する。

また、潜在化・巧妙化する組織的な事犯に対処するため、通信傍受等の高度な捜査手法を積極的に活用し、けん銃押収を図る。

暴力団その他の犯罪組織の弱体化・壊滅を図るため、マネー・ローンダリング事犯の検挙や起訴前の没収保全命令の活用を引き続き積極的に推進する。

引き続き、大幅な増加傾向にある疑わしい取引の届出情報を迅速かつ的確に分析し、犯罪組織の活動資金や犯罪収益等の移転状況に係る実態把握を進め、暴力団等犯罪組織の資金源を封鎖する。

執行力強化に向けた組織づくり

茨城県警察組織犯罪対策要綱の制定(H16.12、H22.4改正)  
ア 組織犯罪対策を強力に推進し、犯罪組織の弱体化・壊滅を図り、市民生活の安全と平穏を確保するこ

とを目的として制定

イ 同要綱内において、7部門26所属で構成する茨城県警察組織犯罪総合対策推進本部を設置

国際捜査室の設置(H22.4)

刑事総務課所管の国際捜査支援センターと組織犯罪対策課国際犯罪捜査・対策部門の統合による体制強化

茨城県警察外国人集住地域総合対策推進本部の設置(H21.6)

茨城県警察外国人集住地域総合対策推進要綱を制定し、外国人集住地域に関する諸対策を推進

ア 刑事部組織犯罪対策課に「集住対策係」を設置(H22.4)

イ 常総警察署刑事課に「国際化対策係」を設置(H22.4)

1 推進状況

組織犯罪対策のための組織整備を進め、複数の部門に分散していた組織犯罪対策に係る情報の共有の円滑化を図った。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、犯罪情勢を踏まえつつ、的確な組織整備を行い、情報の共有等を図る必要がある。特に、「犯罪のグローバル化」が急速に進んでいることから、都道府県警察が相互に部門や管轄を越えた連携を強化するとともに、外国捜査機関等との連携をより一層推進する。

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

捜査官の育成

ア 国際犯罪捜査専科及び国際犯罪指定捜査員研修、国際犯罪担当者研修を毎年開催

イ 若い捜査官の取調べ・聞き込み技術の向上を図るため、青年刑事実戦塾を毎年開催

総括情報官等の設置

組織犯罪に関する情報の効果的な集約、分析及び共有化、都道府県警察間の緊密な情報交換、円滑な連絡調整、これら業務の責任者を明確にする等のため設置

ア 国際犯罪に関する情報集約・分析、都道府県警察間の情報交換等、国際犯罪に関する情報管理に関し、組織犯罪対策課に国際犯罪捜査情報官、国際犯罪捜査情報補助官を指定(H14.2)

イ 組織犯罪全般に関する情報の集約・分析及び情報管理等に関し、組織犯罪対策課に総括情報官を設置(H16.4)

ウ 暴力団取締部門に関する情報等の分析に関し、組織犯罪対策課に暴力情報官、暴力情報補助官を指定(H16.4)

茨城県警察犯罪グローバル化対策委員会設置要綱の制定(H22.3)

各々が連動した体制の下、情報の集約、分析及び共有化を図り、グローバル化犯罪の取締りを推進

1 推進状況

組織犯罪捜査等の高度な専門的知識や技術を要する分野の捜査について、教育訓練を充実強化した結果、捜査員の専門的技術能力の向上が図られている。

2 今後の施策展開の方向性

「犯罪のグローバル化」が急速に進んでいる現状を踏まえ、引き続き、捜査員の国際組織犯罪に関する情報の収集、共有及び分析能力の強化に努め、国際組織犯罪捜査等の複雑化に対応し、迅速



・的確な捜査を推進する。

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

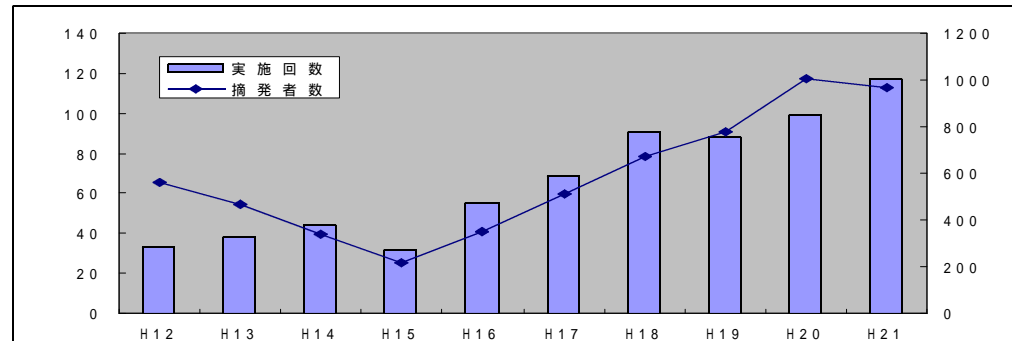
関係機関との連携

- ア 平成11年6月、集団密航等沿岸対策のため「茨城県警察沿岸警戒協力会連合会」を設立(県警、海上保安庁、入管等)
- イ 港湾保安委員会を設置(H16)し、県内3港に危機管理正副担当官を設置(県警、港湾管理者、税関等)
- ウ 「国際テロ対策茨城3港合同訓練」を平成16年から毎年1回実施(県警、海上保安庁、税関等)
- エ 平成18年6月、全国に先駆けて県レベルの「茨城県来日外国人不法滞在・不法就労防止対策協議会」を設立、以降毎年1回総会及びキャンペーンを実施(県警、入管、茨城労働局、各種団体代表等)
- オ 空港保安委員会を設置(H22.2)し、危機管理正副担当官を設置(県警、税関、入管、航空自衛隊等)

合同摘発状況

県警「来日外国人犯罪対策プロジェクト」は、東京入国管理局との連携を図り、合同による不法滞在者の摘発を平成12年から平成21年までの10年間に計666回実施し、不法滞在者5,871人を摘発

【不法滞在者の摘発状況】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	合計
実施回数	33	38	44	32	55	69	91	88	99	117	666
摘発者数	562	466	339	214	351	512	675	779	1,007	966	5,871

1 推進状況

テロ等の未然防止及び重大テロ等発生時の対処体制強化のため、茨城県警察沿岸警戒協力会連合会等の設置等による水際対策の推進、三港合同訓練等の各種共同訓練を継続的に実施した。また、東京入国管理局と不法滞在外国人の合同摘発を的確に推進した。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、関係機関と緊密な協調体制を構築し、各種合同訓練を実施するとともに、重要施設等に対する警戒警備の強化を推進して、テロ等の未然防止に向けた対策や重大テロ等発生時の対処態勢の強化に万全を期する。

(2) サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化  
監視・緊急対処体制の整備強化

民間関連分野の連携  
県民が安心して利用できるネットワーク社会の実現に寄与するため、国、県、大手通信事業者、県内に拠点を持つプロバイダ事業者が参加した「茨城県情報通信ネットワークセキュリティ協議会」を構築(H12.6)  
サイバー犯罪の被害防止及び広報啓発活動に資するため、県内の自治体、企業、学校、主要団体等233組織(H22.3現在306組織)が参加した全県的なネットワーク組織「サイバーセキュリティ・ネットワーク」を構築(H14.3)  
重要インフラ事業所との連携強化  
ア サイバーテロの未然防止に向け、定期的に重要インフラ事業所を訪問し、情報提供、セキュリティ対策等を面接指導するなど連携を強化  
イ 金融、交通機関等を選定して継続的な防犯指導等を推進(H14.1)  
ウ 連携を強化し官民一体となった対策を講じるため、県内重要インフラ事業所等16事業所による「茨城県サイバーテロ対策協議会」を設立(H22.10)  
サイバーテロ対策技術向上教養訓練の実施  
サイバーテロ対策プロジェクト要員(公安課、生活環境課、情報技術解析課、サイバー犯罪対策係)により、サイバーテロ緊急対処活動要領等の教養訓練を実施  
サイバーテロ即応体制の充実・強化  
ア インターネット情報収集システムの導入(H13.2)  
イ 不正アクセス捜査・検証用システムの導入(H14.10)  
体制の強化  
ア 生活保安課から生活環境課への再編時(H13.4)にサイバー犯罪捜査体制を強化  
イ コンピュータ専門技術職員2名を増強(計3名)  
ウ サイバーテロ対策要員として公安課及び情報通信部情報技術解析課員による体制を確立(H14.3)  
捜査体制、技術支援体制の強化  
ア 県内の各所属からコンピュータ技術に精通した警察官36名を「ハイテク犯罪指定捜査要員」に指名し、事件捜査体制を強化(H13.8)  
イ サイバー捜査実務専科の開催(毎年1回、H13~)  
ウ 警察官約100名を対象にサイバー犯罪捜査にかかる基礎的な知識の修得を目的とした通信教養講座「サイバー・スクール」を実施(H14.5)

1 推進状況

民間関連分野の連携を構築してサイバー犯罪の被害防止に関する広報啓発活動を推進したほか、捜査体制、技術支援体制の強化を図るとともに、サイバー犯罪捜査に関する教養を充実させるなどした結果、サイバー犯罪対策の強化を図った。

県内重要インフラ8分野16事業所との連携により、緊急対処に必要な技術情報を共有し、緊急時の迅速な連絡が可能となった。また、重要インフラ事業所との共同訓練を実施したことにより、事件発生時における対処能力の強化を図った。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、サイバー犯罪対策及びサイバーテロ対策のための適切な体制の整備を推進する。

インターネットが県民の日常生活の場、日常的な経済取引の場となりつつあり、サイバー犯罪も急速に増加していることから、引き続き、警察において取締りの強化を図るとともに、県民・

	<p>事業者に対して注意喚起を行い、サイバー犯罪に強い社会づくりを目指す。      技術の発展は日進月歩であることから、警察が適切に対処するためには常に最新かつ高度な技術力を維持することが不可欠であるため、引き続き、教養訓練及びその内容の見直しを行う。      サイバーテロ対策をより一層推進するため、重要インフラ事業所間の緊密な連携、サイバーテロの未然防止に向けた技術向上と事案発生時の通報体制の確立、更なる対処能力の強化を図る。</p>
<p>(3) 広域犯罪への的確な対応      広域捜査支援システムの整備</p>	<p>自動車盗や自動車を利用した犯罪を迅速かつ的確に検挙するため、自動車ナンバー自動読取システム(H6～)及び緊急配備支援システム(H19～)の整備を推進</p> <p>1 推進状況      高速道路や主要道路に自動車ナンバー自動読取システムの整備を推進するとともに、緊急配備箇所等、重要性の高い地点に緊急配備支援システムを整備したことにより、多くの車両盗難事件等の検挙に結びつけている。</p> <p>2 今後の施策展開の方向性      自動車ナンバー自動読取システムや緊急配備支援システムは、盗難車両のほか、犯罪に利用された自動車を捕捉し、検挙するものであり、引き続き、広域犯罪に的確に対応するため、整備を推進する。また、犯罪発生状況、犯罪手口等の情報分析に基づき、広域犯罪に係る捜査を強化する。</p>
<p>(4) 安全かつ快適な交通の確保      道路交通のIT化、バリアフリー化の推進</p>	<p>VICS光ビーコンの整備(H15～21年度予算で340基整備:累計834基)      バリアフリー法に基づく信号機等のバリアフリー化      ア 高齢者用(青色の延長機能)信号機、視覚障害者用付加信号機、音響式歩行者誘導付加信号機、歩行者感応付加信号機の整備(H15～21年度で高齢者感応機能付信号機等256基を整備)      イ 歩車分離信号機の整備(H15～21年度で60基整備:累計114基)      ウ 信号灯器のLED化(H21年度までに5,870箇所のうち1,132箇所(19.3%)をLED化)</p> <p>1 推進状況      VICS(道路交通情報通信システム)のキーインフラである光ビーコンについて毎年度計画的な整備を図り、平成21年度末までに県内の主要幹線道路に834基を整備し、ドライバーに交通情報の提供を実施している。      また、バリアフリー法に基づく信号機等のバリアフリー化率については、平成21年度末で86.6%のバリアフリー化を完了しており、歩行空間のバリアフリー化を着実に推進している。</p> <p>2 今後の施策展開の方向性      光ビーコンは交通情報の提供のみならず、警察が行うITS(高度道路交通システム)の実現のためにも必要不可欠なものであることから、引き続き計画的な整備を推進する。      歩行空間のバリアフリー化については、第二次社会資本整備重点計画の中で、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路上の信号機等のバリアフリー化率を平成24年度までに100%とすることを成果目標に定めていることから、今後基本構想が策定される地区におけるバリアフリー化</p>

を推進する。

暴走族に対する対策の強化

条例等の整備

ア 茨城県道路交通法施行細則で大型又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀等の危険物を携帯した者を乗車させることを禁止(H14.5)

イ 「茨城県暴走族等による暴走行為の防止に関する条例」の制定(H15.3)

関係機関等との連携

ア 暴走行為を阻止するため道路管理者等と連携し、山間部観光道路の速度抑制舗装や道路中央特殊段差舗装、駐車場のい集場所対策等、交通環境整備を推進

イ 暴走族相談員(30名)を委嘱(H21.7)し、加入阻止・離脱支援等の相談業務の充実及び条例適用により暴走族検挙活動を推進

ウ 暴走族等に関する情報に基づく効果的な取締り及び加入阻止・離脱支援対策の推進のため、「暴走行為防止協力店」を県内の466事業所に委嘱(H22.2)

暴走族探証用機材等の開発及び整備の推進

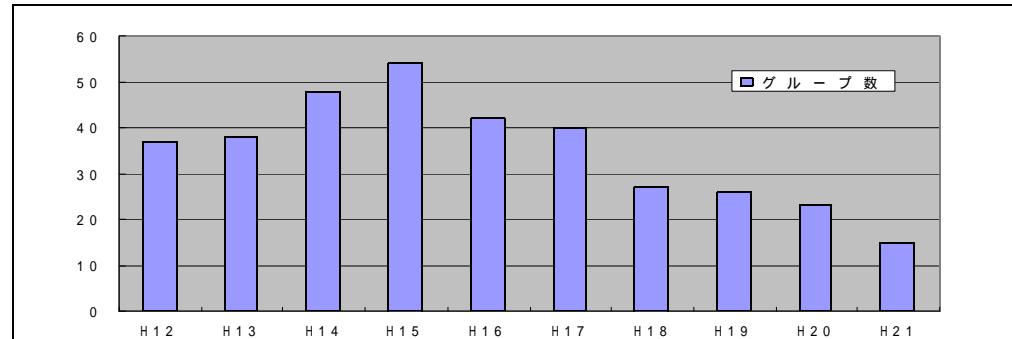
ア 画像処理用パソコン、デジタルビデオを整備(H13)

イ 赤外線吸収ナンバープレートカバー取締用カメラを整備(H14)

ウ 暴走族封鎖ネット、車載式デジタルビデオカメラ、連写式デジタルカメラ等を整備(H15～)

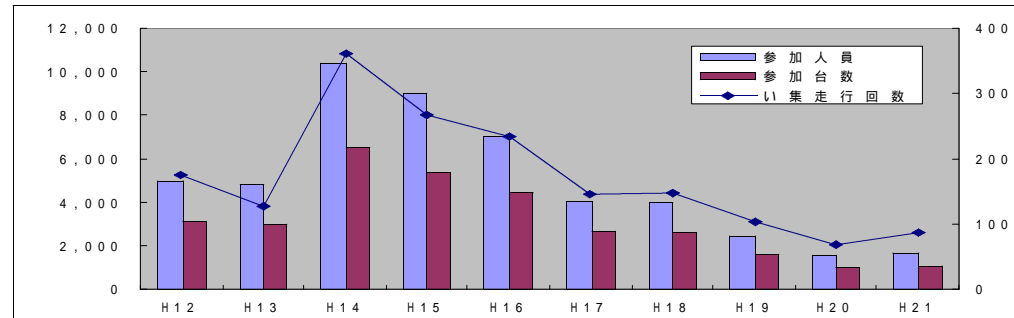
エ 着色フィルム可視光線透過率測定器を整備(H17～)

【暴走族グループ数】



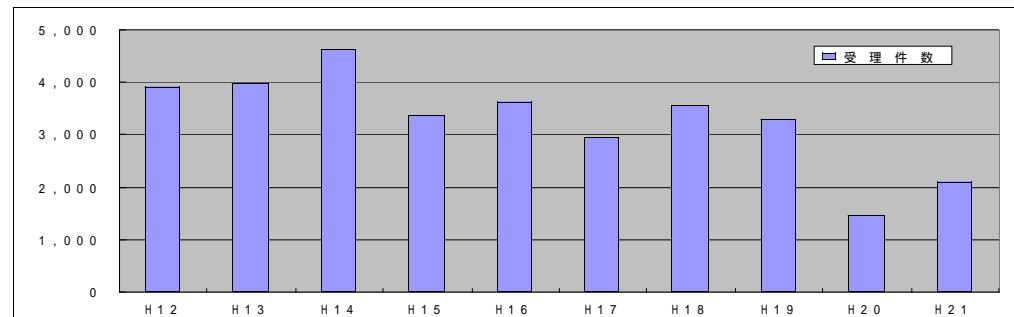
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
グループ数	37	38	48	54	42	40	27	26	23	15

【い集・走行回数】



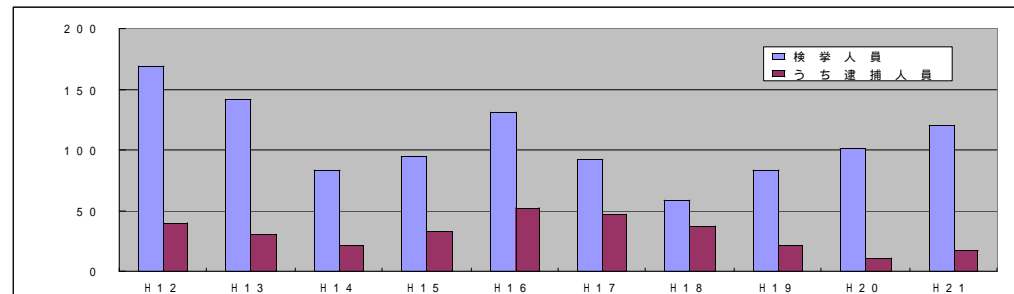
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
参加人員	4,966	4,816	10,416	8,994	7,009	4,062	3,967	2,409	1,549	1,638
参加台数	3,093	3,005	6,510	5,354	4,424	2,642	2,596	1,582	1,021	1,062
い集走行回数	175	128	362	268	234	145	148	104	68	86

【暴走族に関する取締り要望等の110番通報件数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
受理件数	3,914	3,978	4,633	3,366	3,637	2,937	3,571	3,305	1,457	2,097

【共同危険行為等の禁止違反事件の検挙状況】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
検挙人員	169	142	83	95	131	92	58	83	101	120
逮捕人員	40	30	21	33	52	47	37	21	11	17

1 推進状況

平成16年11月施行の道路交通法の一部改正や警察による取締り強化のほか、関係機関・団体・県民が一体となった暴走族追放運動の展開等、暴走族を許さない社会環境づくりを推進している。

2 今後の施策展開の方向性

暴走族に対する県民の取締り要望等を踏まえ、引き続き道路管理者等の関係機関・団体、事業者及び県民と連携した暴走族対策を推進する。

手続きの簡素化による国民負担の軽減

写真貼付の省略

運転免許更新時における更新申請書への写真貼付を省略化(H13.4)

運転免許更新窓口の拡大等

ア 運転免許センターの日曜窓口における更新免許証の即日交付を実施(H13.1)

イ 優良運転者は県内いずれの警察署でも更新手続可能とする更新手続窓口の拡大(H13.4)

ウ 平日に運転免許センターで行う違反運転者等に対する通常講習を、指定日から即日受講可能に変更し、即日交付を実施(H14.6)

エ 県内いずれの警察署でも更新手続きができるとする更新窓口の拡大(H16.11)

オ 運転免許センターで行う県外からの転入者に係る再交付申請について即日交付を実施(H21.1)

国外運転免許証の申請窓口の拡大

ア 運転免許センターで実施していた国外運転免許証の申請受付、交付を県内各警察署で実施することとする国外運転免許証の申請手続窓口の拡大(H12.6)

イ つくば中央警察署で国外免許証の即日交付を実施(H16.11)

普通免許出張試験における即日交付の実施

ア 県南地区(取手)での普通免許出張試験実施回数を月2回に拡大し、即日交付を実施(H18.10)

イ 県西地区(境)での普通免許出張試験実施回数を月1回に拡大し、即日交付を実施(H19.9)

英語による学科試験の導入

第一種免許(普通、自二、大特)及び仮免許(普通)の英語による学科試験を開始(H20.12)

特定二輪車の特例試験の実施

特定二輪車限定免許制度の導入に伴い、車両持ち込みによる特例試験を開始(H21.9から1年間限定)

身体障害者の運転免許取得関係

ア 運転免許センターで実施している身体障害者の適性相談を、週1回から毎日実施することに変更(H14.6)

イ 聴覚障害者の運転免許取得が可能となったことから、試験車両にワイドミラーを装着するとともに、窓口担当者を対象に手話講習会を実施(H20.6)

テレホンサービス等の充実

県警ホームページ及びテレホンサービスによる各種手続案内等を実施(H18.2)

ICカード化運転免許証の導入

ア 偽変造防止とプライバシーの保護等を図るため、ICカード化運転免許証の交付を開始(H19.1)

イ 免許証更新者等のICチップ内記録事項確認用として、「読取装置」を運転免許センターに固定型5台、28警察署に固定型・可搬型各1台ずつ整備(H20.1)

1 推進状況

運転免許証更新時の写真貼付の省略や運転免許更新窓口の拡大等のほか、国外運転免許証の申請手続窓口を全警察署に拡大するとともに、運転免許センター及びつくば中央警察署での即日交付、適性相談の毎日実施、英語による学科試験の導入等、手続きの簡素化や利便性の向上による県民負担の軽減を図った。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き更新手続を含む運転免許に係る各種手続の簡素合理化を図り、県民の負担の軽減と利便の向上をより一層推進する。

4 警察活動を支える人的基盤の強化

(1) 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上  
教育の充実

学生指導官等の新設

真に警察官にふさわしい適格性を備えた優秀な人材の採用から採用時教育終了まで一貫して指導・育成を行うため、警察学校に学生指導官(警視)及び学生指導係(警部補1名)を新設

「民事不介入」についての誤った認識の払拭

ア 採用時教育における「民法」及び「警察法」の授業において、「民事不介入」についての誤った認識を払拭するため、民事問題等に対する警察の立場についての教授内容を充実

イ 採用時及び昇任時教育、専科教養において、告訴・告発、警察安全相談及びストーカー・配偶者からの暴力事案への対応に関する教授内容を充実

ウ 警察学校初任科生等に対し、公安委員が「民事不介入」についての誤った認識の払拭等に関する講話を実施

優秀な教官の確保

ア 「茨城県警察学校教官選抜要綱」の策定(H15.1)

真に適格性のある人材を警察学校教官に任用するため、適任者推薦基準や推薦手続等を規定した「茨城県警察学校教官選抜要綱」を策定

イ 警察学校教官として警部補の女性警察官を配置(H19.3)

女性警察官の採用枠拡大及び学校教育の重要性を踏まえ、警察学校教官として警部補の女性警察官を配置

職務倫理教養の充実

ア 心に響く職務倫理教養の実施

本部長及び警務部長が全警察署を巡視し、訓示を実施

イ 学校教養の充実

・ 採用時教育における職務倫理教養の授業を大幅に増加(H13.4~)

12年度以前:84時間(短期課程34時間) 13年度以降:134時間(短期課程:80時間)

・ 採用時教育において、公安委員、警察本部長、警察学校長による訓育、監察官による非違事案防止教養を実施

・ 採用時教育において、職務倫理班別討議や担当教官による課外懇談を通じた指導を実施

・ 初任補修科生に対する職務倫理教養の充実のため、「警察刷新に関する緊急提言」、「警察改革要綱」及び「緊急治安対策プログラム」等の資料に基づく講義を実施

ウ 職場教養の充実

・ 警察庁等作成の視聴覚教材を活用した職務倫理教養を実施

- ・ 部外講師(企業経営者、住職等)を招へいした講話を実施
- ・ 過去の非違事案を題材とした小集団討議を実施

#### 実務教養の充実

#### ア 警察学校における現場を想定した実戦的授業等の実施

- ・ 現場における擬律判断、対応措置要領及び書類作成の実戦的訓練(ロールプレイング方式)の実施
- ・ 夜間・暗所を想定した射撃訓練、映像シミュレーターを活用したけん銃使用訓練等実戦的訓練を実施

- ・ 重要突発事案発生を想定した非常招集訓練を実施

- ・ 受傷事故防止を目的とした車両検問要領を実施

- ・ 司法制度改革への理解と適正捜査推進のための教養を実施

#### イ 警部及び警部補昇任試験合格者に対する刑事実戦研修の実施

指導力及び指揮能力を備えた警部及び警部補を育成するため、指定警察署等において、2週間の刑事研修を実施

#### ウ 実務研究会の開催

小集団活動としての実務研究会を本部執行隊、警察署に設置し、本部各部門の重要課題と併せて執行隊等での独自の課題も検討材料として設定

交通事故捜査員早期戦力化プログラム(交通マイスター制度)(H19.6~)

育成対象者(若手事故捜査員)に対する指導官等による同行指導等を実施

#### 1 推進状況

警察学校教養及び職場教養において、具体的事例に基づいた実践的な教育技法を導入したほか、警察職員としての誇りと使命感を醸成するための職務倫理教養を徹底するなど、精強な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上するための教育の充実が図られている。

#### 2 今後の施策展開の方向性

治安情勢の複雑多様化や大量退職、大量採用期に伴う組織の人的構成の変化が見込まれる中、これに的確に対応しうる人的基盤を強化するためには、職員一人一人の資質の向上を図る必要があることから、引き続き、警察学校及び職場において、現場執行力の強化に向けた実戦的な教育訓練の充実を図るとともに、再任用制度を効果的に活用し、知識技能の伝承や同行指導等により、若手警察官の早期戦力化を図る。

また、「国民のための警察」の確立には、幹部を始めとした職員一人一人が、精強な執行力のほか、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観を保持することが必要であることから、引き続き、これらを醸成させるための職務倫理教養を不断に実施する。

職務執行の中核たる警部補の  
在り方の見直し

#### 昇任試験制度の改正

真に警部補にふさわしい適格性を備えた優秀な人材を見極めるため、試験科目等を改正

ア 論文試験の試験科目を選択制から全科目必須に改正(警察実務:2科目選択 全6科目)

イ 職員の能力・実績の評価を重視するため、勤務成績の配点の比率を引き上げ

昇任者を原則地域部門へ配置し、署内異動に関する本部の関与を強化

警部補昇任者数について大量退職のピーク期(H28まで)を経過後に定員を充足することを目標として平準化を推進



地域警察における調整権をもった統括係長制度の導入(H12.10)  
本部執行隊、警察署の複数警部補配置係へ統括係長制度を拡大(H17.4)  
統括係長の配置箇所の見直し(H20、H21)

## 1 推進状況

真に警部補にふさわしい適格性を備えた優秀な人材を見極めるため、昇任試験における論文試験の試験科目を選択制から全科目に改正するとともに、勤務成績の配点の比率を高くすることにより、能力・資質を的確に反映した昇任審査としている。

退職者の約半数を占める警部補の定年退職等に伴う定数の不足分については、警部補の質の低下を防止する観点から早急な定数の充足は行わず、各年の昇任者数を平準化し、退職警察官の再任用制度を活用しつつ現場執行力を維持しながら、大量退職期が終息する平成32年ころを目途として警部補の定数を充足させることとしている。

統括係長制度を導入し、統括係長に指揮命令権、調整権を与えることにより、責任の所在を明確化するとともに、係内の迅速かつ的確な意思決定が図られている。

## 2 今後の施策展開の方向性

本県においては、平成24年度から平成28年度にかけて大量退職期のピークを迎えるが、多数の退職者を補充するために必要な昇任数と能力・資質の維持の観点から適正とされる昇任数との間に乖離が生じるおそれがあることから、引き続き、能力・資質を的確に反映した昇任審査及び昇任数の平準化による適正な昇任管理を実施するとともに、再任用制度を積極的に活用し、現場執行力の維持・向上に努める。

優秀かつ多様な人材の確保と活用

積極的な警察官募集活動の推進

ア 民間企業主催の合同説明会への参加

イ インターネット(就職情報サイト)の積極的活用(H14～)

ウ 警察学校への体験入校(H18～)等による体験・体感型説明会の実施

採用試験制度の改正

ア 面接試験時間の延長(H17～)

的確に受験者の人物評価を行うため、1人当たりの面接試験時間を延長

イ 体力検査の充実(H17～)

的確に受験者の体力を見極めるため、体力検査の項目を増加(3項目 5項目)

ウ 試験項目等の改正(H22～)

真に警察官にふさわしい適格性を備えた優秀な人材を確保するため、試験項目等を改正

・ 体力検査を体力試験(点数化)に改めるとともに、種目を増加(5種目 6種目)

・ 個別面接では判定が困難であった受験者のコミュニケーション能力や協調性を見極めを図るなど、多角的な視点による人物評価を行うため、試験項目に集団討論を導入

・ 人物評価を重視するため、口述試験の配点の比率を引き上げ

専門能力を有する職員の採用(H13～H22)

犯罪鑑識員(4名)、原子力専門職員(1名)、情報処理技術者(2名)、通訳職員(6名)、航空整備士(4名)、心理カウンセラー(1名)等の専門能力を有する職員を採用

1 推進状況

民間企業主催の合同説明会への参加、インターネット(就職情報サイト)等の積極的活用、警察学校への体験入校を始めとする体験・体感型説明会の実施等による積極的な募集活動に努めてきた結果、多数の受験者の中から合格者を決定することができている。

集団討論の導入や体力検査の試験(点数)化等の試験制度の改正により、個別面接では把握することが困難な受験者のコミュニケーション能力や協調性を把握するとともに、体力面で劣る受験者を見極めることができている。

2 今後の施策展開の方向性

本県においては、平成24年度から平成28年度にかけて大量退職期のピークを迎えることから、これに伴う大量採用に的確に対応するため、引き続き、インターネット(就職情報サイト)等の積極的活用や採用リクルーター制度の効果的運用等、工夫を凝らした募集活動を推進することにより、高い競争倍率を維持するとともに、合格者の辞退防止を図り、優秀な人材の獲得に努める。

大量退職、大量採用による現場執行力の低下を防ぐため、引き続き、再任用制度を効果的に活用し、知識技能の伝承や同行指導等により、若手警察官の早期戦力化を図る。

真に警察官にふさわしい適格性を備えた優秀な人材を確保していくため、平成22年度に行った採用試験制度改正の効果を検証し、必要により更なる改善を検討する。

女性警察官の積極的採用等

女性警察官の積極的採用

H12.4:92名(警察官定員の2.4%)

H21.4:256名(警察官定員の5.5%)

女性警察官の職域拡大

平成11年の女性警察官の職域は、地域部門や生活安全部門が中心であったが、平成12年以降、警務部門(警務課採用係、留置管理係、監察室、警察学校教官)、刑事部門(強行犯係、知能犯係、鑑識係)、交通部門(事故捜査係、交通機動隊)等すべての部門に拡大

女性職員の勤務環境の改善

ア 茨城県警察次世代育成支援対策特定事業主行動計画(第一期)の策定(H17.4)

妊娠中及び出産後における配慮や育児休業等を取得しやすい環境の整備等の施策を推進

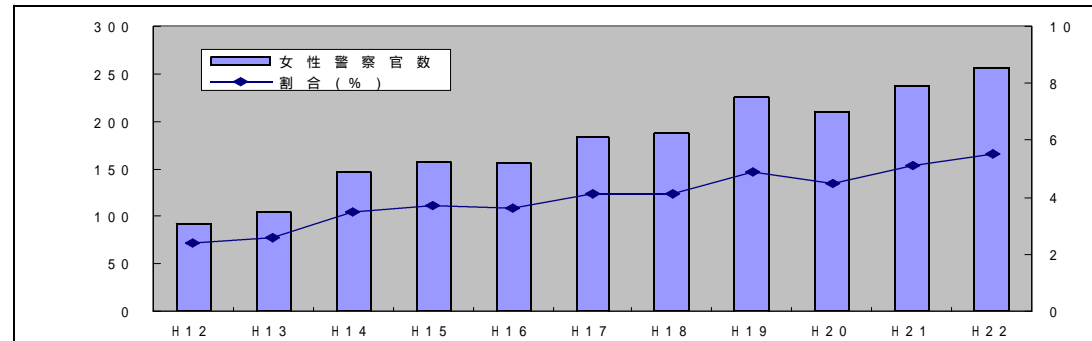
イ 茨城県警察次世代育成支援対策特定事業主行動計画(第二期)の策定(H22.4)

毎月1回以上の年次休暇取得奨励等の施策等を新たに追加し、仕事と家庭の両立を推進

ウ 「女性職員の勤務環境について語る会」の開催(H19~)

女性職員の勤務環境等について、女性職員から率直な意見を聴取し、勤務環境の改善等に反映

【女性警察官数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
女性警察官数	92	104	147	158	156	183	188	225	210	237	256	-
増減数	-	12	43	11	-2	27	5	37	-15	27	12	164
割合 (%)	2.4	2.6	3.5	3.7	3.6	4.1	4.1	4.9	4.5	5.1	5.5	-

1 推進状況

女性警察官の積極的採用により、平成22年4月現在の女性警察官数は、平成12年に比べて約2.8倍に増加し、警察官定員に占める割合も、平成22年は5.5%と、平成12年に比べて約2.3倍に増加している。

女性警察官の適性かつ効果的な配置・運用を行い、職域の拡大を推進した結果、ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童虐待等への取組体制や性犯罪等に係る被害者支援の充実が図られている。

仕事と育児の両立支援策の策定や女性職員の意見交換会の実施等により、女性職員が働きやすい職場環境づくりを推進している。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、女性警察官を積極的に採用するとともに、女性警察官の幹部への登用や適正かつ効果的な配置を推進する。

男女共同参画社会の基本理念や男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、仕事と育児の両立支援策の更なる推進や女性職員の勤務環境の改善を継続的に行う。

(2) 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し

効率性の追求

国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的

合理化の実施

ア 人員の再配置方針

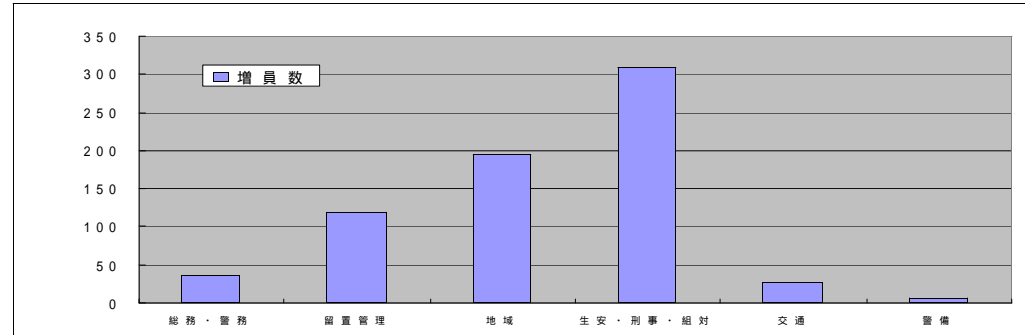
- ・ 現場執行力の強化
- ・ 市町村合併に伴う組織体制の整備
- ・ 治安情勢等を踏まえた再配置のための定員の一律削減

イ 合理化状況

管理・デスク部門等を削減し、街頭活動を強化するため、交番・パトカー勤務員等の体制を增強

配置、運用の見直し

【部門別増員状況】



	総務・警務	留置管理	地域	生安・刑事・組対	交通	警備	合計
H12 H22	+36人	+119人	+195人	+308人	+27人	+7人	+692人

【実働部門の強化】

	実働部門	管理・デスク部門	合計
H12 H22	+694人	-2人	+692人

【警察署の実働部門の強化】

	警察署の実働部門	警察本部の実働部門	合計
H12 H22	+504人	+190人	+694人

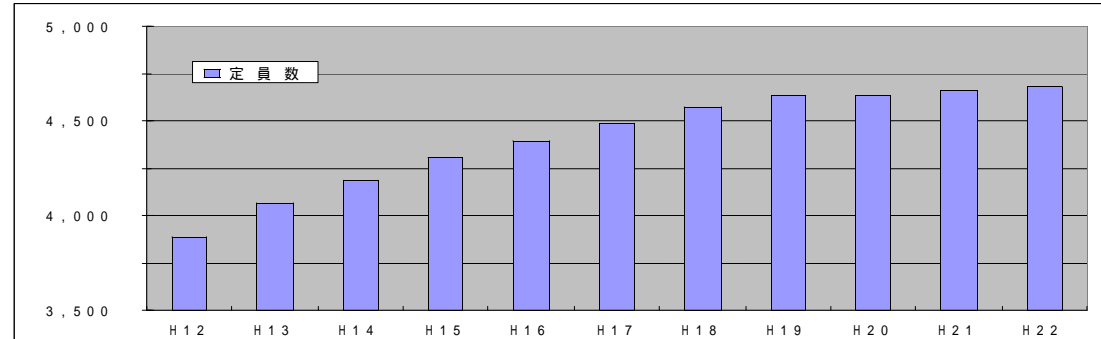
効率性の追求

- ア 公費パソコンの整備  
単体パソコン2,377台及びIPネットワーク用パソコン1,411台、合計3,788台を整備(全職員の約73%)
- イ 警察情報システム等の整備拡充  
IPネットワークシステムの高度化等警察活動を支援するシステムの整備拡充
  - ・ ネットワーク(通信回線)の高速化(H20.3)
  - ・ IPネットワークシステム端末の拡充(H20.3)  
本部及び警察署に加え、全交番設置の端末にもIPネットワークシステムを整備
  - ・ アクセス権限者の拡充(H21.10)  
全職員にアクセス権を付与(係ID 個人ID)
- ウ 証拠品の本部集中管理による効率化(H12.12)  
「証拠物件取扱い保管要綱」の一部改正を実施し、証拠品として押収したけん銃、覚せい剤等のうち、被疑者不詳等の理由で長期保管の必要あるものを本部で集中保管
- エ 法令例規情報検索システムの運用開始(H13.2)
  - ・ 茨城県警察法令集をデータベース化し、IPネットワーク上で検索活用
  - ・ 法令・例規検索の迅速化・多様化、各種様式の活用
- オ 刑事事件管理システムの構築と運用開始(H18.1)
- カ 文書保管庫の開設(H19.6)
  - ・ 業務の根拠となる保存期間3年以上の文書をIPネットワーク上で検索活用
  - ・ 全部門発出文書の常時閲覧及び各所属における文書管理の補完

地方警察官の計画的増員

地方警察官の計画的増員により、平成22年4月現在の本県警察官の定員数は4,680人と、平成12年と比べて791人増加しており、負担順位も平成22年は全国6位と、平成12年の全国2位から改善

【本県警察官の定員数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
定員数	3,889	4,069	4,189	4,309	4,394	4,484	4,574	4,636	4,636	4,661	4,680	-
増員数	-	180	120	120	85	90	90	62	0	25	19	791
負担順位	2位	2位	2位	7位	7位	7位	6位	6位	7位	7位	6位	-

1 推進状況

合理化・再配置及び地方警察官の増員により、実働部門の体制強化及び警察署の体制強化が図られている。

パソコンの整備、IPネットワークシステムの高度化等により、業務の合理化及び警察情報の共有化等が図られ、警察活動への支援強化が図られている。

刑事事件管理システムの構築により、書類の合理化が図られたほか、未処理事件等の管理が容易となり、適正な事件管理及び捜査力の効率的な運用が図られている。

長期保管の必要があるけん銃、覚せい剤等の禁制品を本部で集中保管することにより、紛失等の捜査事故防止と警察署の負担軽減が図られている。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、徹底的な合理化と真に人員の手当を必要とする部門・地域への再配置を行うとともに、緊急に手当が必要であり、かつ、地方警察官の増員によらなければ有効に対処しがたい治安課題については、増員による体制強化を図るなど、人的基盤の強化に努める。

効果的かつ効率的な警察活動を支援するため、引き続き、パソコンの整備及び警察情報システム等の整備拡充を推進する。

引き続き、適切な捜査指揮についての指導、合理的な捜査書類の作成の促進等を通じて、捜査の合理化による捜査力の効率的な運用に努める。

(3) 活力を生む組織運営  
 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善

給与の改善

死体取扱作業手当、夜間緊急呼出手当等各種手当の増額及び新設

生活習慣病対策

ア 生活習慣改善セミナー、健康管理セミナー及び同フォローアップセミナーの開催

イ 女性のための健康管理セミナー等各種セミナーの開催

- ウ レッツ・ウォーキング及びエコ登山の実施
- エ 禁煙教室及び禁煙マラソンの実施
- 心の健康づくり対策
- ア 健康相談3つの窓口(警務部厚生課健康管理室、(財)茨城カウンセリングセンター、心と体の電話相談(警察共済組合))の周知
- イ 昇任者メンタルヘルススケールの実施とメンタルヘルス教養の実施
- ウ 35歳職員を対象としたメンタルヘルススケールの実施
- エ 生活相談員研修会の実施
- オ 健康相談室の整備(水戸市:警察本部医務室、土浦市:茨城県総合健診協会県南センター、筑西市:茨城県総合健診協会県西センター)
- カ 警察本部健康管理医(精神科医)によるカウンセリングの実施
- 過重労働対策
- ア 長時間勤務者を対象とする健康管理医による面接指導等を実施
- イ 捜査本部健康診断の実施
- ウ 定時退庁の推進方策及び年次休暇の取得促進方策を実施(H22.5~)

1 推進状況

特殊勤務手当の増額による給与改善や特殊勤務手当の日額化・廃止による「実績支給」の適用により、支給の適正化を図った。

各種生活習慣病対策を推進した結果、生活習慣病による長期休業者数は減少傾向にあり、改善されてきているが、社会的傾向と同様、心の病気による長期休業者数は増加傾向にある。

2 今後の施策展開の方向性

県の厳しい財政状況の中、給与改善は非常に困難な状況にあるが、職員の士気を高揚させ組織の活性化を図るため、引き続き、関係機関に改善の必要性を訴えていくとともに、時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進に努める。

警察職員の健康管理対策は、人的基盤の整備という観点から治安対策の一翼を担うものであるとの認識の下、心と体の健康づくりのため、健康管理に関する教養や健康相談体制の更なる充実強化を図る。

表彰・報奨制度の充実

表彰制度の充実

ア 表彰上申に対し、適切な評価の実施と迅速適切な表彰事務の推進

イ 真に功労のある者については、本部長による直接表彰を実施

ウ 潜在実績に対する適切な評価と表彰の実施

公安委員会表彰制度の導入(H19.1)

職員の士気高揚や職員以外の個人・団体等への感謝の意を表すことを目的として、「公安委員会表彰規程」を制定

1 推進状況

新たな表彰制度の制定及び既存の表彰基準等の見直しにより、警察職員の表彰機会が拡大され、

表彰・報奨制度の充実が図られている。  
 また、真に功労のある者、業績のある部署に対して表彰が行われるよう、必要に応じてヒアリングを実施するなどして、適切な表彰が行われている。

2 今後の施策展開の方向性  
 表彰による賞揚効果を高めるため、表彰時機を失することのないよう、引き続き、賞揚効果に配慮した迅速な表彰を行い、活力を生む組織運営に努める。

能力・実績に応じた昇進・給与

総合的人事管理制度の導入(H16.1)  
 ア 「茨城県警察職員の勤務評定に関する訓令」等関係規程の整備  
 イ 警部補以下の警察官及び同相当職員に対する評定者による面接の実施  
 ウ 評価項目の評価割合の見直し(成果を重視)  
 エ 勤務評定結果の各種処遇(昇任試験、給与及び人事異動)への適切な反映

- ・ 昇任試験:勤務成績の配点の比率を引き上げ
- ・ 各級選考試験:勤務成績優秀職員のみを推薦対象
- ・ 給与:勤務成績優秀職員の特別昇給、勤務成績に応じた勤勉手当の支給等

一般職員の昇任選考考査を導入(H12.12)  
 ア 係長級、課長補佐級、課長級への昇任選考考査を導入  
 イ 一般職員の幹部ポストの拡大と登用  
 希望降任制度の導入  
 「職員の願出による降任に関する要綱」等の整備(H18.1)

1 推進状況  
 総合的人事管理制度の導入や一般職員の昇任選考考査の導入等により、職員の努力を適正に評価し、能力・実績に応じた昇進・給与の適正化が図られている。  
 職員の能力及び実績を反映した給与制度の導入により、能力を発揮したり、実績を挙げた者が適正な処遇を受けることが明確になり、士気の高揚が図られている。

2 今後の施策展開の方向性  
 公平、公正な評価を実施するため、引き続き評定者の評定能力の向上を図る。  
 勤務成績に基づく査定昇給及び勤勉手当への実績反映は、職員の士気高揚に資する重要な役割を果たしていることから、引き続き、客観的かつ公平な実績評価と、給与処遇に適正かつ確実に反映されるよう、取組みを推進する。

～ 警察改革の持続的断行～ 平成17年12月以降

5 治安の回復  
 国民が治安の回復を実感できるよう、犯罪・事故の抑止や国民の不安の解消に重点を指向した取組みを推

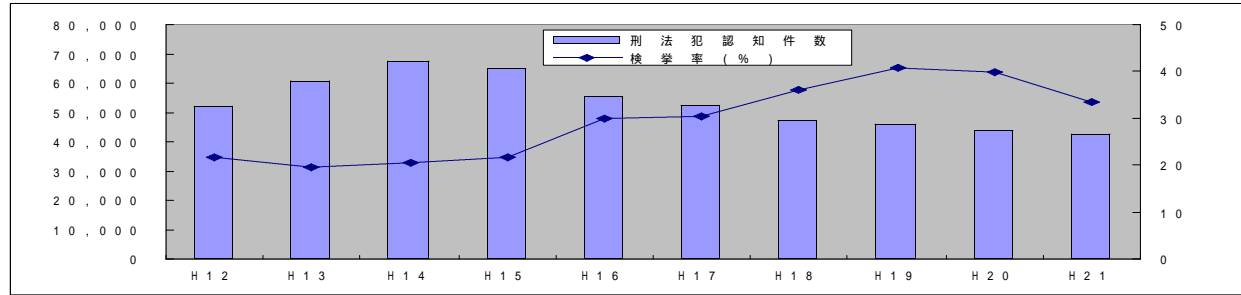
警察庁が策定した「緊急治安対策プログラム」や「茨城県犯罪に強い地域社会の実現のための行動計画」等に基づく、犯罪抑止総合対策の推進  
 刑法犯認知件数は7年連続で減少するなど指数治安は改善  
 新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン」における治安関係数値目標の設定

進するほか、治安情勢の変化に対応した的確な措置を講ずる。

ア 治安の悪化を感じている県民の割合(県政世論調査)

治安の悪化を感じている県民の割合については、平成15年の77.3%をピークに減少し、平成21年は49.5%となり、平成22年までに55.0%以下にする目標を達成

【刑法犯の認知・検挙状況及び体感治安】

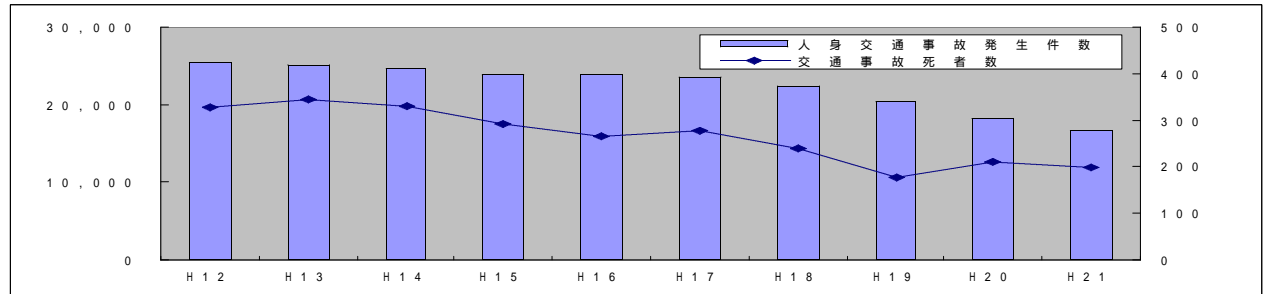


	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
刑法犯認知件数	52,110	60,681	67,672	64,844	55,633	52,266	47,185	46,087	43,885	42,491
検挙率(%)	21.7	19.6	20.5	21.6	29.9	30.5	36.1	40.8	39.8	33.6
体感治安(%)	55.5	69.4	64.9	77.3	75.3	66.6	64.2	64.8	59.7	49.5

イ 県内交通事故死者数

県内交通事故死者数については、平成14年以降減少傾向にあり、平成19年には昭和34年以来48年振りに200人未満となり、平成22年までに200人以下にする目標を達成

【人身交通事故発生件数・交通事故死者数・交通事故負傷者数】



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
人身交通事故発生件数	25,429	25,154	24,699	23,840	23,773	23,486	22,396	20,415	18,225	16,668
交通事故死者数	328	344	331	291	266	278	239	178	210	199
交通事故負傷者数	32,613	32,264	31,622	30,858	30,870	30,488	29,261	26,710	23,508	21,634

土浦市中村南・荒川沖東地内における連続殺人事件の捜査活動の検証結果を踏まえ、情報発信を積極的に実施

ひばりくん防犯メールによる情報発信(H21:366件)

【ひばりくん防犯メールの登録者数・発信件数】

	H19	H20	H21
登録者数	7,500	30,292	37,338
発信件数	74	325	366

警察施設再編整備事業の推進(H20～)



夜間における治安体制、初動捜査体制の強化を図るため、交番・駐在所の再編整備を推進  
 犯罪情報地理分析システムの導入(H19.4~)  
 各種犯罪等の発生状況や犯罪手口等を複合的に地図上で分析するシステムを整備し、検挙活動を強化  
 「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」による取組みの推進(H17.6~)

ア 推進体制の確立

本部内施策担当者からなる「現場執行力向上ワーキンググループ」を設置し、本部長を長とする推進体制を確立。また、署・執行隊においても、それぞれ署・隊長を責任者とする推進体制を確立

イ 業務推進サイクルの推進

各種施策の実施、実施結果を踏まえた検証・見直しを継続的に行う業務推進サイクルの徹底

ウ 地域警察を中心とした精強な第一線警察構築に関する指針を踏まえた既存施策等の見直し(H18.7)

新規施策の追加、既存施策の見直しを行い、同プランを一層強力に推進

エ 初動警察刷新強化のための施策を盛り込んだ地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プランの策定(H21.3)

初動刷新強化のための施策を盛り込み同プランを一層強力に推進

1 推進状況

平成12年と対比して、21年の刑法犯認知件数は、9,619件(18%)減少したほか、21年の検挙率は33.6%と、12年に比べ11.9ポイント上昇した。また、治安の悪化を感じている県民の割合も、21年は49.5%と、12年に比べ6ポイント減少した。

平成12年と対比して、人身交通事故発生件数は、8,761件(34%)減少したほか、21年の交通事故死者数は199人と、12年に比べ129人減少した。

2 今後の施策展開の方向性

本県の刑法犯認知件数は、平成15年以降7年連続で減少を続けており、治安情勢は改善傾向にあるが、刑法犯認知件数が2万件前後で推移していた昭和40年代を大きく超える水準にあることに変わりはなく、また、約半数の県民がいまだに治安の悪化を感じており、治安情勢は依然として厳しい状況にあることから、引き続き、犯罪抑止総合対策を推進するとともに、積極的な広報啓発や、地方公共団体、地域住民、関係事業者等による重層的な防犯ネットワークの整備を図るなど、犯罪が起きにくい社会づくりを推進する。

総合的な交通事故防止対策の結果、交通事故死者数、人身交通事故発生件数ともに減少したが、いまだに交通事故により200人近くの尊い命が失われ、また、負傷者数も2万人を超えているなど、依然として憂慮すべき交通情勢にある。

このような情勢に対処すべく、引き続き、高齢者・自転車利用者の交通事故防止に重点を置いた交通安全教育の推進、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進、交通安全施設等整備事業の重点的・効果的・効率的な推進等の総合的な交通事故防止対策を強力に推進する。

6 幹部を始めとする職員の意識改革

警察改革の精神を徹底するため、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、幹部を始めとする職員の

職務倫理教養の充実

ア 心に響く職務倫理教養の実施

本部長及び警務部長が全警察署を巡視し、訓示を実施

イ 学校教養の充実

意識改革を行う。

- ・ 採用時教育において、公安委員、警察本部長、警察学校長による訓育、監察官による非違事案防止教養を実施
- ・ 採用時教育において、職務倫理班別討議や担当教官による課外懇談を通じた指導を実施
- ・ 初任補修科生に対する職務倫理教養の充実のため、「警察刷新に関する緊急提言」、「警察改革要綱」及び「緊急治安対策プログラム」等の資料に基づく講義を実施

ウ 職場教養の充実

- ・ 警察庁等作成の視聴覚教材を活用した職務倫理教養を実施
- ・ 部外講師(企業経営者、住職等)を招へいした講話を実施
- ・ 過去の非違事案を題材とした小集団討議を実施

新任所属長研修の実施

本部長、警務部長、首席監察官等による教養

各級昇任者等に対する昇任前教養等の徹底

警視昇任予備選考、警部、警部補、巡査部長昇任試験合格者に対する昇任前教養

1 推進状況

警察学校におけるすべての課程において職務倫理教育の充実を図るとともに、その内容についても、いわゆる「神奈川事案」、「新潟事案」等の一連の不祥事案から警察改革要綱制定に至った経緯についての講義のほか、過去の非違事案を題材とした小集団討議等を行うなど、参加者が主体的に取り組むことができるものとしている。

また、警察部内者による教育にとどまらず、公安委員を始め、犯罪被害者の遺族、民間企業経営者等の部外有識者のほか、マスコミ関係者や弁護士を招へいした講話を実施することにより、県民からの厳しい意見や指摘を真摯に受け止める意識を醸成させるなど、幹部を始めとする職員一人一人の意識改革を促すための効果的な取組みが行われている。

2 今後の施策展開の方向性

県民の警察に対する信頼を揺るぎないものとするためには、幹部を始めとする職員一人一人が、国民からの厳しい批判を真摯に受け止め「警察改革要綱」を策定した原点に立ち返り、国民の立場に立った職務執行に当たっていく必要があり、引き続き、具体的事例を題材とした小集団討議のほか、犯罪被害者の遺族や部外有識者等による講話の充実を図るなど、学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえ、警察改革の精神を風化させない取組みを推進する。

7 不祥事の防止

(1) 会計経理の透明性の確保と監査の強化

会計経理の透明性の確保

- ア 予算執行の根拠及び基準の再確認
- イ 会計責任者及び係員相互のチェック体制の確立
- ウ 一般競争入札の拡充及び随意契約の適正化の推進

警察本部が行う会計監査の強化

- ア 全所属(63所属:本部35、警察署28)に対する年1回の会計監査の実施
- イ 公安委員会への監査結果の報告
- ウ 警察署に対する遺失物事務検査の実施

1 推進状況

一般競争入札の拡充や入札結果の公表等、会計経理の透明性を確保するための取組みは着実に進展している。

全所属に対して会計監査を毎年実施するとともに、監査時に捜査費の執行状況等に関し捜査員等からの聞き取りを実施するなど、会計監査の強化の取組みは着実に進展している。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、会計書類の適正な取扱いを徹底し、契約の履行確認等の一層の充実を図るとともに、監査手法の改善に努めるなど、適正な会計経理を保持するための取組みを推進する。

(2) 会計経理に関する職員教育の強化

各種会議等での指示

ア 県下警察署長会議、同副署長等会議、新任所属長会議及び各部県下課長会議において、会計課長等が適正な会計経理について指示

イ 各部担当者研修等で会計監査室長等が捜査費経理を含めた会計経理について指示

学校教養、職場教養等の実施

ア 警察学校における各専科及び任用科において、会計監査室長等が捜査費経理及び警察会計等についての授業を実施(教養効果の測定～ミニテストの実施)

イ 初任科、初任補修科生に対する警察会計の教養

ウ 警察署に対する捜査費教養

捜査費等指導担当官等による指導

関係部総括理事官等に会計課管理官を兼務させ、各部捜査費等指導担当官として、捜査費に関する指導

・教養の実施

捜査費執行手続を分かりやすく解説した捜査員のための執務資料を発出

1 推進状況

各種会議や警察学校における授業等において会計経理に関する教養を行っているほか、捜査部門における指導体制の充実を図るなど、会計経理に関する職員教育を強化している。

2 今後の施策展開の方向性

引き続き、会計経理に関する職員教育を適切に実施し、適正な会計経理を保持するため不断の取組みを推進する。

(3) 非違事案の防止に重点を置いた監察の強化

全28警察署に対する総合監察の実施(2年に1回 毎年実施:H18.4~)

ア 非違事案防止に重点を指向した総合監察項目の選定

イ 実態を的確に把握するための監察手法(幹部職員からの聴取、簿冊や証拠品、装備資機材等の目視確認、若手警察官等との面接等)の実施

ウ 術科監察(通常点検・逮捕術訓練)の実施

非違事案の発生状況を踏まえた随時監察の実施

総合監察と連動した業務指導の実施  
 各部で実施する業務指導と総合監察を連動して、それまでの指摘事項に対する改善状況を総合監察当日に確認する方式として、相互の関連を強化  
 非違事案防止のための検討会の実施  
 ・ 若年者・中年者・熟年者セミナーの実施(H19.6～:年2回)  
 警部補以下の職員を対象に、若年者・中年者・熟年者の年代別検討班により、想定事例に基づく職務倫理検討会を開催  
 ・ 監察セミナーの開催(H21.5～:年2回)  
 様々な年齢・職種等の職員5～15名程度の小集団により、過去の非違事案を基にした想定課題についての検討会を実施  
 公用車運行前呼気検査の実施(H20.12.1～)  
 公用車事故一掃のための招致指導の実施(H20.10～)  
 安全呼称等の不徹底や注意力散漫等による交通事故の一掃を図るため、当該職員及び当該所属幹部に対する招致指導を制度化し、抑止効果を確保(H21:24件実施)

1 推進状況

年1回すべての警察署に対する総合監察及び非違事案防止のための随時監察が実施され、監察の強化が図られている。

各部で実施する業務指導と総合監察を連動して、それまでの指摘事項に対する改善状況を総合監察当日に確認する方式として、相互の関連の強化が図られている。

2 今後の施策展開の方向性

非違事案は依然として発生しており、今後とも非違事案に対して厳正に対処するとともに、年間計画に基づく総合監察及び業務指導の実施や随時監察を行うなど、非違事案の未然防止を図る。

(4) 非違事案に対する厳正な処分

非違事案に対する迅速、綿密な調査の実施  
 「懲戒処分の指針」に基づく厳正な処分の実施

1 推進状況

非違事案に対しては、「懲戒処分の指針」等を参考にして厳正な処分等を実施している。

2 今後の施策展開の方向性

非違事案の未然防止に重点指向した厳正な監察を実施するとともに、いまだ県民の信頼を損なう非違事案が依然として発生していることから、今後とも非違事案防止対策の推進と非違事案の厳正かつ適切な対応により不祥事の未然防止を図り、県民の信頼確保に努める。

(5) 幹部の管理監督責任の一層の自覚

警察署における業務自主点検の実施  
 警察署長による地区交番、交番及び駐在所に対する監査の実施  
 身上指導を担当する警部以上の警察職員に対する「監察実戦塾」の開催(H18.4～)

1 推進状況

各部における業務自主点検、警察署長による交番・駐在所に対する監査の実施、また、職員の上指導を担当する幹部に対する「監察実戦塾」により、幹部の責任の明確化を図り、非違事案の防止等が図られている。

2 今後の施策展開の方向性

非違事案の未然防止に重点指向した厳正な監察を実施するとともに、いまだ県民の信頼を損なう非違事案が依然として発生していることから、今後とも幹部に対して管理監督責任の一層の自覚を促すことにより不祥事の未然防止を図り、県民の信頼確保に努める。

8 公安委員会の管理機能の一層の充実強化と警察改革の推進状況の不断の検証

捜査本部事件(大宮警察署:栃木・茨城にまたがる女子児童殺人事件)の激励(H18.1)  
警察署員に対する講話の実施(H18.2~)  
活動状況を公安委員会ホームページで詳細に公表(H18.5~)  
公安委員長、副知事が警察庁に対し警察官増員を直接要望(H18.7、H18.12)  
子どもの安全対策・少年非行防止について、教育委員会と意見交換(H18.11)  
職員の士気高揚や職員以外の個人・団体等への感謝の意を表すことを目的として、「公安委員会表彰規程」を制定(H18.12)~防犯ボランティア団体に対し感謝状を授与(H19.8)  
警察改革の推進状況について、公安委員会に対する年1回の報告を求め、検証を行うとともに、公安委員会からも活発に提言を実施(H19~)  
留置施設視察委員会委員との意見交換(H19.12)  
仕事始め等(入校式、卒業式、視閲式、術科大会、署長会議)において公安委員会告辞を実施し、所感を表明(H20.1~)  
土浦市中村南・荒川沖東地内における連続殺人事件の捜査活動の検証に係る中間報告を求め、その内容に対する意見を検証結果に反映(H20.4)  
サミット派遣部隊訓練状況を視察、激励(H20.5)  
携帯電話等の位置情報通知システムの概要把握のため、通信指令課を視察(H20.6)  
科学捜査研究所の研究状況や諸外国の治安情勢等に関する勉強会を実施(H20.6、H20.9)  
公安委員会の大綱方針として、公安委員会と警察本部の連名による茨城県警察運営重点を策定するとともに、推進結果を検証(H21~)  
公安委員と捜査員等との意見交換会を実施(H22.1、H22.5、H22.8)  
取調べ中の被疑者逃走事案等の発生を受け、水戸警察署に対する特命監察の実施結果を聴取(H21.7)  
全警察署協議会への陪席と意見交換(H21.9~)  
公安委員と警察本部内各部所属長との意見交換会を実施(H22.10~)

1 推進状況

明確化された公安委員会の「管理」概念に基づき、公安委員会と警察本部の連名による茨城県警察運営重点の策定、総合監察等の実施結果の聴取等、公安委員会による適正な管理が行われている。また、警察署協議会への陪席、警察関連施設の視察、警察職員との意見交換等、会議以外の活動も増加し、犯罪抑止対策や交通死亡事故防止対策等の警察活動に関する提言等も活発に行

われるなど、公安委員会の管理機能の充実と活性化が着実に図られている。

警察改革の推進状況について、年1回以上の報告を求め、検証を行うことにより、警察改革の持続的断行に関する警察職員の意識が定着したほか、報告・検証を受けて、公安委員会から活発に提言が行われるなど、公安委員会の一層の充実強化が図られている。

## 2 今後の施策展開の方向性

引き続き、各施策の推進状況について適時の検証を行い、公安委員会の管理機能の充実強化を図る。

警察署への訪問、職員の活動状況の視察、公安委員会表彰、関係機関との意見交換等を積極的に行うなど、引き続き公安委員会の活動の活性化に努める。